



もくじ CONTENTS

お互いさまの心を持ち寄って…

—水戸市常磐地区の防災対策—

ランド常磐みんなでつくる防災ネットワーク実行委員会

実行委員長 吉 羽 文 男 …… 3

<資 料>

ワーキングチームの活動報告（1） ……18

平成 26 年 1 月 2 1 日

内閣府 原子力災害対策担当室

ワーキングチームの活動報告（2） ……33

平成 27 年 4 月 3 日

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付

（内閣府 HP より）

お互いさまの心を持ち寄って…

—水戸市常磐地区の防災対策—

ランド常磐みんなでつくる防災ネットワーク実行委員会
実行委員長 吉 羽 文 男

〔はじめに〕

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災は常磐地区に住んでいる私たちにとっても、まさに青天の霹靂であった。

その日まで、私たちの地域には、古くから言い伝えられている常識があった。その常識とは、「この辺一帯は、神崎岩がしっかりと地盤を支えているので大きな地震は来ない」というものであった。事実、水戸上市の地震の震度は、下市のそれと較べて、1 程度低いと聞いていた。（事実はさだかではない。）だから、地震による被害は、まずなかろうというのが、物心ついてからの私の常識であった。

そのせいかどうかは別にして、その時までの水戸市常磐地区に於ける防災対策は、火災・風水害を想定して実施してきたし、学習・訓練等についてもそうであった。今から思えば防災対策は不十分であった。常磐地区全体での防災訓練は 1 回のみで、具体的な対応マニュアルも不完全なものであった。

そういう中であっても、3.11 のあの日、それぞれがそれぞれの立場で、それなりの役割を果たした。

町内会は、そのエリアを越えて、安否確認・道路の確保にあたった。たとえば松が丘 1 丁目の場合、安否確認には主に女性に担当してもらい、手分けして、全戸くまなく実施した。この時、電気を利用したインターホンは、停電のため利用できず、のどをからして名前を呼び続ける懸命の姿があった。インターホンは電池式に限ることを痛感した。また、道路の確保は、時間的に男性が少なく、散乱したブロックや大谷石の道路からの撤去に苦勞をした。緊急用自動車の通行の確保が、その土地に住む者の義務であると考え、一所懸命であった。こういう状況でありがたかったのは、たまたま通りかかった人たちが進んで手伝ってくれたことであった。近所の会社からも駆けつけてくれた。当初、困難を極めていた作業も一気に捗り、半刻程で道路はきれいになった。

常磐女性会・常磐地区婦人防火クラブは、常磐小学校に避難されたみなさんの炊き出し作業にあたった。この時使用した野菜は近隣の農家の方が無料で提供してくれた。

また、常磐ふれあい電話の会は、ひとりぐらしのお年寄りの安否確認及び震災詐欺防止のため、余震の激しいなか電話をかけた。

ランド常磐の会は、地区内の被害状況の把握につとめ、水道管の破裂を発見し、市に通報する等、対処した事項は 7 件あった。また、避難所の包括的な運営にもあたった。

しかし、常磐地区対策の活動は、決して万全とはいかなかった。電話の不通・ガソリンの不足により、活動したくてもできない現実があった。（自転車で走り廻っても、その活動には限界があった。）

また、飲料水・生活用水の所在が判らず、情報収集に手間どった。ようやく水の所在が判っても、その水が飲料に適するかどうか判らない。平素の情報不足をいやという程思い知らされた。

大震災からしばらくの間は、震度4クラスの地震が頻発し、会議や打ち合わせは、いつでも逃げ出せる様に、ドアや窓を開け放しにしていたため、いつも寒さに震えていた。この様な状況下では、当面の状況をどうするか論議に止めざるを得なかった。

4月を迎え、ランド常磐の会を始め、所属17団体の平成23年度総会をどう開催するか。大変に苦慮した。議案書をつくる場所もない。勿論、開催する場所もない。途方にくれるばかりであった。

しかし、人間はたいしたもの、人の智恵を持ち寄れば、何とかなるもの、ハードの難関をソフトで乗り切った。

そして、新年度、一番先に取り組んだのは、防災対策の見直しであった。勿論、これは東日本大震災の経験がもたらしたもので、体験・経験を教訓にした防災対策の抜本的な改革であった。

〔新たな対策本部の結成〕

前記、東日本大震災の教訓を受け、平成23年9月1日、水戸市常磐地区防災対策本部を結成した。その構成は、本部長、副本部長、部長、本部員と極めてシンプルで、メンバーには、ランド常磐の会役員、ランド常磐の会防災部会員、常磐女性会、常磐地区婦人防火クラブから40名を選出した。

結成1か月後、対策本部は、茨城県水戸生涯学習センターと提携し、防災事業を進めることとした。これは、前記センターの呼びかけもあり、3度の協議を重ねた結果であった。

この協議により、ランド常磐の会の中に、ご近所つながりプロジェクトチームを発足させた。目的は2つあった。

(1) 地域における顔のみえる関係づくり

(2) 災害緊急対策の推進

である。

(2) は勿論であるが、(1) についても防災事業の大きな柱であることを位置づけた。

幸いなことに、日本の歴史的文化として、「結返し」「おつけぎ」「早苗饗（さなぶり）の風習を伝承してきているし、日本人の心の中には「おたがいさま」の心が根づいている。その心を持ち寄って協働してナニカをやり遂げる精神をもっている。要するに、防災対策を進める上で前記の状況を大切にしながら、具体策をすすめていこうということで認識を統一した。

改めて言おう。

出発点は、ご近所であり、町内会であり、防災会議はまず家庭からを基本に置こう。人と人とのつながりをより深くして、いざというときには、協力して物ごとを解決しよう。と、いうことであった。

行政や警察・消防をあてにする前に、家庭・地域で災害に対処する方向性を基本点にすえたのである。

〔具体的活動の開始〕

まず、基本的理念を共有するために、11月9日座学による研修会を開催した。

そのテーマは、次のとおりである。

東日本大震災に学ぶ ～ご近所つながりの重要性～ コミュニティの安全管理 今後の活動計画立案
--

この日から研修全体遂行のため、常磐地区災害対策研修会講師団を編成した。

常磐大学	坂井知志	教授
ランド常磐の会	市原 毅	会長
ランド常磐の会	吉羽文男	事務局長
特任講師		
災害復旧支援士	米沢 智秀	氏
東北ボランティア従事	寺院副住職	
「事務局」	茨城県水戸生涯学習センター	

そして、11月16日全体会議を開催し、現地研修の計画を立案し、第1回を12月7日、何が起きたのかを現認する目的で、被災地を訪れることとした。

その日は、現地の方々から、物見遊山と間違われない様に、バスは訪問場所に横付ける様なことはしない。(離して停める。)写真撮影は、現地の方の許可を得てから行うことを確認した。そして、午前中北茨城市大津港地区を視察、午後は福島県いわき市薄磯地区を訪問した。

薄磯地区に於いては、現地の区長・副区長と交流した。この中での区長・副区長の発言はその後の防災対策をつくりあげる上で大きな意味をもっていた。

1. いろいろな障害があり、情報がまったく伝達されなかった。
2. 助けを待っていたのでは、命を守れない。自分自身の意思と行動で身を守る様に心がけることが大切である。
3. 大洗町の情報伝達はすばらしい。地域住民への伝達が的確である。早い時点で避難指示を出したのはすばらしい。死亡者ゼロは本当にすごい。

この内容を受け、この後、次のような研修を実施した。

12月21日 現地から学ぶ ～災害緊急時等の有効対応策を探る～ ※講師・大洗町担当係長
1月18日 ボランティア従事者から話を聞く ～避難所運営に係る諸問題点～ 全体会議 ～現地研修から学んだことを整理～
2月1日 座学「改めて緊急時の具体的対応」 全体会議 ～今後の防災体制の確立について～

以上で23年度の事業を終了した。

〔具体的活動の第二段階〕

平成24年に入り、茨城県水戸生涯学習センターとの提携事業は、ご近所つながりプロジェクト事業のみとし、防災事業については新たな展開をすることとなった。

この年の4月以降、NPO法人ひと・まちネットワークと提携し、協議を重ねた結果、ランド常磐防災ネットワークを結成した。

<u>ランド常磐みんなで作る防災ネットワーク</u> 平成24年5月31日結成 関係団体（マルチステークホルダー）
特定非営利法人 ひと・まちネットワーク
ランド常磐の会
常磐大学（コミュニティ振興学部）
水戸市（地域安全課）
水戸市立常磐小学校
水戸市立第一中学校

また、防災ネットワークのより実効的行動展開をはかるため、実行委員会を発足させることとし、1か月に1回開催、開催毎に各団体から2～3名ずつ出席することとし、その後の実行委員会は15～16名で進めた。

実行委員会は、防災研修会・防災フォーラムの開催を基点に次の内容を決めた。

1. 防災ネットワーク小委員会の実施
2. トランシーバーを16台を常磐地区に設置
3. トランシーバーを1台について、発電機1台ずつを配置
4. 防災マップの作成
全紙大、カラー印刷、両面使用

5. 安全マイマップ

カラー7面構成、1000枚作成、常磐小学校全児童、水戸第一中学校全生徒に配布

6. 防災カードの作成

7. 炊き出し訓練の実施

8. 避難所運営ワークショップの開催

9. 広報紙の発行

10. 災害時要援護者の調査と対応

11. 常磐地区内全世帯アンケートの実施

12. トランシーバー使用訓練、1か月に2回

13. 発電機の作動訓練

14. 防災井戸を囲る歩く会の実施

※防災井戸の所在個所を確認するとともに、防災井戸と発電機の接続訓練を行う。(地区内3つに分けて実施)

15. 家庭用火災警報器の全戸設置運動

以上、各項目の詳細については、次に記載する。

ランド常磐みんなで作る防災ネットワーク実行委員会

委員長 ランド常磐の会会長 吉羽文男(代表)

副委員長 常磐大学コミュニティ振興学部教授 坂井知志(副代表)

委員 常磐小学校教務主任

委員 水戸第一中学校教務主任

委員 ひと・まちなっとわーく事務局長

委員 水戸市地域安全課

事務局 ひと・まちなっとわーく

※1か月に1度開催

防災研修会

テーマ	概要	講師等
大震災・いざという時の心構え(その1) ～専門家から学ぶ～	座学	常磐大学教授 坂井 知志 氏 市地域安全課係長 小林 良導 氏
大震災・いざという時の心構え(その2) ～体験者から学ぶ～	座学	福島県富岡町生活復興支援 「おだがいさまセンター」 吉田 恵子氏
災害発生時の初期対応 ～消防から学ぶ～	座学	市地域安全課係長 小林 良導 氏

※災害対策の基礎知識をお互いが共有するための研修を主体としたが、平成23年度の研修を一歩進めることとした。

防災研修会

テーマ	概要	講師等
防災・減災 先進自治体に学ぶ (防災・川口市の取組み)	座学	先進自治体 川口市 危機管理部防災課
体験！炊き出し 災害発生時の初期対応等 ～警察から学ぶ～	実地体験 座学	ランド常磐の会 茨城県警察及び 水戸警察署(警備課)
体験者から学ぶ	座学	富岡町生活復興支援
避難所の開設・運営 (HUGを使ったワークショップ)	ワーク ショップ	「おだがいさまセンター」 北村 育美 氏

※災害に直面した時の具体的対応を中心に据えた。

防災フォーラム

(1) 基調講演

演題「あの時、避難所は…“おだがいさま”が支えた169日間」
～ビッグパレットふくしま避難所が教えてくれたこと～
福島大学うつくしまふくしま未来支援センター
特任准教授 天野 和彦 氏

(2) 事例発表

「トランシーバーを利用した地域の防災ネットワークづくり」
NPO法人ひと・まちねっとわーく
理事兼事務局長 池田 馨 氏

※常磐地区以外にも参加を呼びかけ、常磐地区から65名、地区外は他市町含めて65名の会場定員いっぱいの方が集まってくれた。

防災フォーラム

(3) シンポジウム

テーマ「大規模災害に備えた自治会・NPO・行政・大学の連携」
コーディネーター 常磐大学コミュニティ振興学部
教授 坂井 和志 氏
シンポジスト 茨城県警察本部警備部警備課
課長補佐 川見 和浩 氏
水戸市市民環境部地域安全課
防災係長 小林 良導 氏
ランド常磐の会
会長 吉羽 文男

※各団体が災害時どう機能的に連携できるか、どう連携すべきかを論点に討論した。
なお、この模様は、NHKのカメラが入り、午後6時10分以降のニュース番組で放送された。

防災ネットワーク小委員会

小委員会名	委員長
トランシーバー小委員会	ランド常磐の会
防災マップ小委員会	常磐大学
防災カード小委員会	ランド常磐の会
避難所運営小委員会	ランド常磐の会
広報小委員会	ランド常磐の会

※小委員会の内容はすべて実行委員会に反映させた。

トランシーバー

1. 設置個所 16ヶ所（それぞれに担当個所を定めた）
2. 訓練 月2回
3. 使用マニュアルにより
 - (1) 災害発生時の連絡体制
 - (2) 災害状況をこまめに伝達
 - (3) 災害情報の収集伝達方法の共有
 - (4) 発電機をトランシーバー配置者に設置
 - (5) 地区行事に活用

※トランシーバーを活用することにより、多くの面で能率化がはかられた。

- 1 災害発生時の常磐地区の災害状況を調査するのに約40分で終了した。（3.11の際は自
転車で3日間かかった。）
- 2 一斉配信により、多くの情報を即座に伝達できるようになった。
 - (1) 常磐地区の被害状況
 - (2) 常磐小・水戸一中の登下校時間（平常時と違う場合）
 - (3) 那珂川水府橋・野口における水位状況を10分毎に入手し、30分おきに配信する。
 - (4) 被害状況をリアルタイムで水戸市災害対策本部に報告する。
 - (5) 水戸市発信の情報を配信する。
（例・東海原発の被害状況）
 - (6) 那珂川水域の道路の冠水状況をリアルタイムで収拾、そして伝達。
 - (7) その他いろいろ

防災マップの作成

常磐大学大島先生を中心に研修会と検討会を開催。防災マップに載せる内容を検討した。
指定・福祉避難所、広域避難場所、常磐市民センター災害時生活用水協力井戸、無線機
（充電器）配備場所緊急連絡先、子どもの安全を守る家、病院、医院、郵便局、金融機関、
小学校・中学校、幼稚園、大学、児童公園

※常磐地区内を30名程で徒歩で調査し、マップ上に反映させた。

安全マイマップ

7面構成

1. 学校で
2. 家にいる時
3. 登下校時（外にいる時）
4. 災害に備えて（食料・衣類等・安全のための物・薬品・日用品・あると便利なもの）
5. 家族との連絡方法
6. わが家の防災メモ
7. 登下校時の危険な場所と避難場所

※カラー印刷で作成。常磐小学校児童・教職員、水戸一中生徒・教職員全員に配布し、各家庭でいざという時の話し合いをしてもらい、学校ではその内容を持ち寄り、生命を守るための行動の大切さを中心に、防災教育の一助として学習した。

炊き出し訓練について

- 都市ガスを利用して…
 - アルファ米を使用して…
 - 備蓄しているプロパンガスを使用して…
 - かまど、まき、羽釜を使用して…
- ※24年以降、6回開催
◎野菜については、災害時無料で提供してもらうよう農家と契約。
※あらゆる事態を想定して訓練している。

広報紙の発行

1. 広報紙「らんどときわ」の活用
年3回 ～印刷会社に依頼する～
2. 「常磐防災ネットワーク」の発行
随時発行 ～手づくり～

※常磐防災ネットワークは、臨機応変に発行している。多いときは、1か月に3回発行した時もある。

災害時要援護者の調査と対応

第1段階

ふれあい電話会員130人を対象に調査。

第2段階

水戸市地域安全課と提携し、全戸対象に調査。

※災害時要援護者の事前の登録作業を常磐地区全世帯を対象に行った。その内容は、

1. 趣意書
2. 災害時要援護者登録申請書兼関係者に対する個人情報提供に関する同意書
3. 個人情報を保護するための封筒

なお、この調査の事前にひとり暮らしのお年寄りの何人かにお願いし実態調査を行い、本調査の準備をした。

この調査の結果登録をされた方には、町内会・ランド常磐の会でお一人に三人程度の援護体制を作った。（見守り体制）

<p>常磐地区全世帯防災アンケート 常磐地区 4,747 世帯を対象に実施して、地域住民の意識調査を行った。 (平成 25 年実施)</p>	
<p>ランド常磐の防災活動に期待している事 要望する事</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所を増設してください。 ○災害時、ひとり暮らしや高齢者への対応をお願いします。 ○町内毎の避難訓練を実施してください。 ○防災研修会を開催する日を知らせてください。 ○決まっていることをマニュアル等があれば配布して欲しい。 ○頑張っていることは判りますが、更にあらゆる機会をとらえてPR 活動をお願いします。 ○避難場所を増設して下さい。 ○災害のネットワーク、情報の伝達ルートを確認にしてください。 ○ソフト面でのネットワークづくりに期待しています。 ○ご近所のみなさんがいろいろ話し合える場所があると助かります。 ○災害時、様々な情報を発信してください。 ○3.11 の際、あまり情報がなかったのが心配でした。 ○これからも防災に関する情報を続けてください。心強く思っています。 ○原発事故があった際の対応を教えてください。 ○今回のアンケートで常磐地区の防災活動のいろいろを知ることができました。これからも様々な方法で活動内容を知らせたい。 ○もっと勉強したい気持ちになりました。 ○いろんな常磐地区の防災活動に自ら進んで参加してきました。これからもそうします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地震、竜巻が発生した場合、通行が非常に心配です。 ○避難所を広報して欲しい。 ○防災カードは配布されたのでしょうか。 ○行政に頼らず、まずは各人が備えることが大切だと思います。 ○避難するとき、犬と一緒にいけるといいなと思っています。 ○広報紙は読まない人が多いと思います。もっと何か違う方法で…。 ○年をとり、避難所まで行けそうにありません。 ○防災用の街頭スピーカーを設置して欲しい。 ○大学生・高校生に災害時協力して欲しい。 ○声をかけあうことが必要だと思いますが、自分だけ逃げるような気がしています。 ○公的機関による災害用の備蓄を多くして欲しい。 ○まず自分自身の対策を考えなおしたいと思います。 ○住民が一丸となって助けあいましょう。 ○まず町内会で安全対策をたてます。それが基本になると思いますので…。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○防災のこと、子ども達のこと、いろいろなことに活動していただき、いつもありがとうございます。日々活動して下さる方がいらっしゃることで、心強く、安心し、自分の防災意識が高まります。これからもよろしくお願いします。</p> </div>

各家庭での防災対策

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○防災カードを作成し、家族全員持参しています。 ○ガソリンが半分になったら、必ず給油しています。 ○灯油式ストーブを備えました。(温風ヒーターはダメ) 冬は灯油を余分に買っておきます。 ○我が家には幼児もいるので災害時の役割を決めました。 <ul style="list-style-type: none"> ◇父・母…子どもの安全確認、避難場所の確認、生活用品の調達常備。火災時の幼児・小学生・中学生の引き取り方。 ◇長女(中二)…未っ子の世話(年中) ◇長男(小六)…家の中の確認、懐中電灯、ラジオ等の準備係 ○災害時のトイレ使用を考え、お風呂の水は切らさない様にしています。 ○携帯電話のバッテリーを余分に用意しています。 ○懐中電灯を数本用意しました。 ○卓上コンロのガスや電池、寝袋、レスキューシートを用意しました。 ○アルファ米などの簡単調理食を常備しました。 ○井戸手押しポンプを設置しました。水質検査も実施しました。放射能は検出されません。 ○生活用水協力井戸を提供しました。役立てていただきたいと思っています。 ○発電機、バッテリーを用意しました。 ○断水時のトイレ用として水を用意しています。 | <ul style="list-style-type: none"> ○防災頭巾を作成しようと思っている。
※作り方については、防災研修会で勉強しました。 ○ソーラー付きガーデンライトを廊下に設置しています。 ○家のスリッパ代わりにサンダルを履いており、災害時などにそのまま外へ逃げられる様にしています。 ○懐中電灯は各部屋、枕元に置いてあります。 ○家(建造物)の危険防止対策を実施しました。 ○水・食糧の備蓄をしています。(備蓄日数は3日間が一番多く、10日以上のお宅も30軒ありました。) ○家族との連携方法を家族で話し合っています。 ○生活用品、その他災害時に必要と思うものを準備しています。 ○家具、テレビ等の転落防止対策をしています。(背の高い家具を敬遠したり、重いものは下に収納するなどの工夫をこらしているお宅もあります。) ○危険箇所、避難経路を確認しています。(ランド常磐防災防犯マップ、安全マイマップが役に立っている様です。) ○庭に2リットル用ペットボトルに水を入れて20本用意してあります。 ○枕元に携帯電話、懐中電気、ズック靴を用意しております。 ○必要なものを縫いつけた防災頭巾を用意しました。 |
|--|--|

※このほか、常磐地区の防災事業の認知度合を5項目にしばって、アンケートした。

防災カードの作成配布

東日本再震災の際、自分の服用している薬が判らなくて困ったという話を聞いた事を端緒に作成し、常磐地区全世帯を対象に8万枚を配布した。1人当たり4枚程度を記載してもらい、あっちのバック、こっちのポケットに入れてもらう様お願いした。

(オモテ)

防災カード (身分証)

本人	氏名	電話
	住所	
緊急連絡先	氏名	
	電話	
かかりつけの病院	病院名	電話
	所在地	
福祉施設 (デｲｰビス)	施設名	
	所在地	電話
被保険者番号		
受給者番号		

(ウラ)

防災カード (身分証)

病名	
障害名	
血液型	RH +・- / A・B・O・AB
現在服用 している薬	
特記事項 (アレルギー等)	

(寸法 7.5 cm× 10.5 cm)

各種訓練

1. 総合的防災訓練 年1回
2. 常磐小学校防災訓練に参加
3. トランシーバー使用訓練 月2回
4. 発電機作動訓練 月1回

※前に記載した訓練・研修の他以上の訓練を実施している。

防災井戸を囲る歩く会の実施

防災井戸の所在個所が判らないという意見が多くあったので、みんなで連れ立ってぞろぞろと、防災井戸を囲る歩く会を実施していた。同時に発電機と防災井戸をつないで実際に水を出す訓練もした。

家庭用火災警報器の全戸設置運動

1. チラシの全戸配布
 2. 「ランドときわ」の活用
 3. 常磐防災ネットの発行
 4. 家庭用火災警報器設置隊の活動
- (1) ランド常磐の会役員と常磐大学学生がペアになる
- (2) 希望により、家庭で用意した火災警報器を設置するため、当該家庭を訪問する。
- ※取り付けたくても、取り付ける人がいないという声があったため。

避難所運営ワークショップ

〔課題〕 当、防災ネットワークで作成した 21 項目からその都度 6 項目を選ぶ。

〔出席者〕 1 回・2 回・3 回は常磐地区全域対象

4 回目は常磐地区北部

5 回目は常磐地区南東部

6 回目は常磐地区南西部

※初めての人に出てもらおう様心がけている。

※まず、20 分程度の防災講座から始める。

※課題の 21 項目については、東日本大震災時、避難所の運営上、いろいろあった争点を参考にして作成した。

ランド常磐みんなでつくる防災ネットワークの現況

平成 24 年 5 月 31 日マルチステアホルダーは 6 団体であったが、その後次の団体の加入があって現在は 9 団体で構成している。

〔平成 27 年 8 月加入〕

茨城県立盲学校

水戸市中央高齢者支援センター

〔平成 28 年 2 月加入〕

介護小規模多機能型居宅介護事業所絆

【おわりに】

東日本大震災の教訓を受けて、平成 24 年 9 月常磐地区に従来の防災組織とはまるで違う自主防災組織を結成しました。

と同時に、茨城県水戸生涯学習センターと提携することにより、より強力な組織となり、数々の活動を展開しました。

殊に、5 か月間で 2 日間の被害地研修、座学 4 日間の研修は、当時としては非常にハードでした。とにかく、打ち合わせはしょっちゅう行っていました。常磐地区全体に防災組織を普及するため、手を変え、品を変え、広報活動を展開しました。町内会長会議も複数回実施しました。とにかく「鉄はあついうちにうて」の気持ちでいっぱいでした。

年度が変わった平成 24 年 4 月、NPO 法人ひと・まちネットワークとの協議に入りました。マルチホルダーの結成については、早い時点で決まりましたが、1 団体でも多く参加していただこうと努力して、結局、6 団体での発足となりました。

毎月 1 回実行委員会を開催したわけですが、その中で出てくる意見はすばらしい内容でした。みんなで集まって論議をするわけです。従来は考えもつかないような企画が飛び出してきた、マルチホルダーのもつ意味の重要性を痛感しました。やっぱり、何をするにも、人がたくさん集まって、智恵を出し合うことが大切なんだなとしみじみ思いました。

その内容は、〔具体的活動の第二段階〕以降詳述しました。

また、6 団体で発足した防災ネットワークは、活動の経過の中で 3 団体増え、現在は 9 団体で運営しております。仲間が増えることは本当に嬉しい。いろんな意味で厚みが加わってきます。

トランシーバーも状況が変わりました。2 台増えて 18 台になりました。また、あらたに車載用アンテナ 1 台、車用マイクロフォン 5 台を追加しました。おかげでその活動も更に機能的・弾力的な展開をはかることができる様になりました。

日々前進がモットーです。

「座して死を待つのか」そんなのはいやです。多くの人の智恵を集めて、減災のための圧倒的な方向性をつくり出したいと思っています。市民運動会やすべてのイベントにも防災の要素を盛り込んでいます。

「いま、震度 6 の地震がきたら、どうするかということ、毎日考えることが大切だと思います。」

たとえば、病院の待合室で、車を運転中に、バスの中でとこうしたいろんな機会を想定し、地震が起きた状況を考えておくことが必要ですし、どうしたらいいのか判らない場合は、必ず相談することです。正しい回答は必ずあります。

情報についてちょっとだけ触れてみたいと思います。

防災研修会で講師として福島から来てくださった方がおっしゃっていました。「3 月 11 日の地震がひとまず終わったとき、横浜に住む妹から電話がかかってきました。心配して電話を

かけてくれたのだと思い『みんな元気よ。家にも被害はなかったし…』という、私の話をさえぎるように妹が大きな声で『何を言ってるのおねえちゃん、早く逃げて!!津波がそっちへ向かうってテレビでやってるよ』この電話で、私たち家族は急いで逃げて事なきを得ました。5分遅かったら、津波に全員のみ込まれていました」

この話で痛感したのは、情報は与えられるものではないということです。もちろん、公的機関はリアルタイムの情報をあらゆる手法をつくして伝えなければなりません、情報を受け取る方も最大限の努力をはらわなければならないと思っています。因みに私は防災用に携帯ラジオを2台持っています。チャンネルは常にFMぱるるん（FM 76.2 MHz）・茨城放送（AM 1197 KHz）に合わせっぱなしにしています。いざという時にチャンネル合わせをしないで済む様입니다。勿論、電池も定期的に点検しています。また、テレビもいろいろな情報を提供してくれます。要するに情報を受け取る側も、そのためにあらゆる準備を心がけておくことが重要だと思います。

最後にくり返して申し上げます。

私たちは、「防災会議はまず家庭から」を基盤に据えています。備えも家庭からと思っています。すべてはそこから出発します。

近所の助けあい、町内会における平素の準備、地区全体における情報の収集と発信、訓練・研修を重ねることによる認識を共有する様つとめています。

あらゆることを想定し、より多くの人々の智慧を集め、具現化していくことが重要です。この際、カネ・モノ・ヒトのせいにして、やりたいこと、やるべきことをやらないと後々までの禍根を残すこととなります。外罰的傾向をもつことは避けたいものです。

人の心は集まれば集まる程、強い力を発揮します。

私たち、常磐地区のコミュニティプランのメインスローガンをご紹介します。

『お互いさま』が飛び交うまち・・・です。

資 料

前号では、「原子力防災会議連絡会議コアメンバー会議」による「共通課題についての対応方針」を掲載しました。そこには避難計画策定にあたってすべての原発立地地域で共通して取り組むべき課題について、対応の基本方針が提示されていました。

本号に掲載した「ワーキングチームの活動報告」には、各地域において課題についてより具体的な検討をおこなった結果が、全ての地域で共有すべきものとして示されています。

活動報告（2）には、避難計画が不十分であると指摘されながら原子力防災会議での了承を経て再稼働を行った薩摩川内地域の検討状況が収録されています。

ワーキングチームの活動報告 (1)

平成26年1月21日

内閣府 原子力災害対策担当室

目 次

- I. 各ワーキングチームで検討した事項のうち全体で共有する考え方等
 - 1. 医療機関や社会福祉施設等の避難等のための体制整備の進め方
 - (1) 「共通課題についての対応方針」で示した考え方
 - (2) 体制整備の検討にあたっての優先順位
 - ① P A Z の入所施設
 - ② U P Z の入所施設
 - 2. O I L に基づき避難範囲を特定する際の考え方
 - 3. 避難手段・避難ルートについての考え方
 - (1) 避難ルートについて
 - (2) 有料道路における料金を徴収しない車両の考え方について
 - (3) 離島等の避難に係る船舶の活用について
 - 4. スクリーニング・除染についての考え方
 - 別紙：原子力災害時の避難に係る住民等の汚染検査・除染について（骨子）
- II. 各ワーキングチームで検討した事項のうち他の地域の参考として共有する事項
 - 1. 福井エリアにおいて府県域を越える広域避難（避難ルート等）に関し認識の共有化が図られた事項
 - 2. 鳥根エリアにおける避難所等設置の検討事例
- III. 135市町村の地域防災計画・避難計画の策定状況（平成25年12月末）

1. 各ワーキングチームで検討した事項のうち全体で共有する考え方等

1. 医療機関や社会福祉施設等の避難等のための体制整備の進め方

(1) 「共通課題についての対応方針」で示した考え方

「共通課題についての対応方針（以下、「対応方針」という。）」で示したとおり、病院等の医療機関や社会福祉施設等（以下、「入所施設」という。）は、患者や入所者の避難等（移動が困難な者の一時屋内退避措置を含む）について、あらかじめ計画を作ることとしており、この計画において、入院患者・入所者の避難先施設をあらかじめ決めておくことを求めている。

また、補完的体制として、原子力災害時に各入所施設の避難が計画通り実施出来ない場合に備えて、緊急時に各入所施設の避難先や搬送手段を調整するための組織として、道府県及び市町村には「調整委員会」の設置を求めている。ただし、新たに調整委員会を設置しなくても、道府県や市町村の既存組織・機関によって対応できる場合は、その限りでは無い。

(2) 体制整備の検討にあたっての優先順位

対応方針に基づく取組を進めるに当たり、原子力災害対策指針で示された防護措置実施の流れを踏まえて、以下の考え方により優先順位をつけて順次検討することが望ましい。

① P A Zの入所施設

P A Zの入所施設の入院患者・入所者は、施設敷地緊急事態になった場合に、原子力規制委員会の要請に基づき市町村が行う指示により、避難を開始することとなる。

このため、P A Zの所在する道府県や市町村においては、P A Zの入所施設の計画づくりの支援を優先し、また調整委員会が行う平常時の避難先等の調整もP A Zの入所施設についての対応を優先する。

平常時に調整委員会が行う避難先等の調整の考え方としては、緊急時の対応の柔軟性を確保する観点から、複数のP A Zの入所施設について、複数の避難先施設を想定しておく方法も採り得る（図1参照）。

なお、その際は、対応方針2. (2) ③で示した、東日本大震災の際に国が被

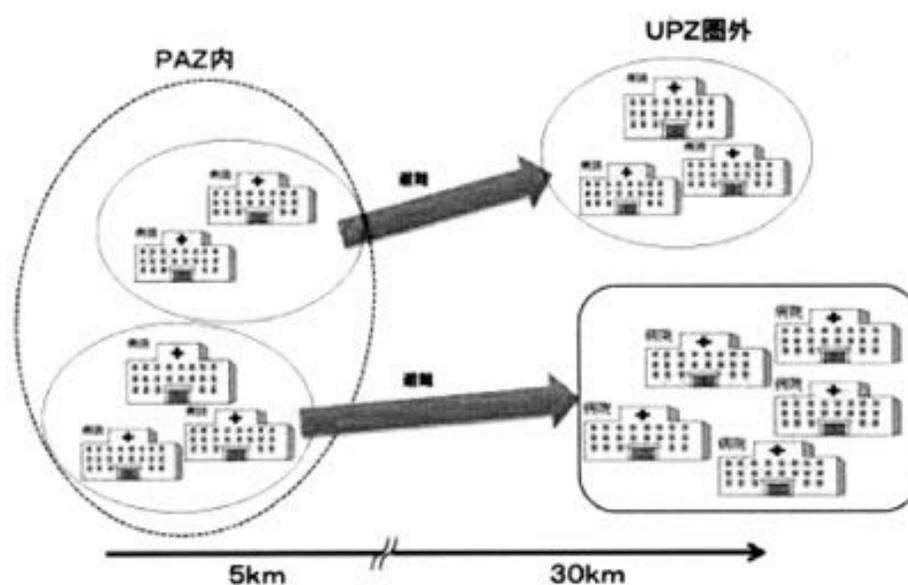
1 避難を要する入所施設の入院患者・入所者の人数や状態は一定では無く、避難先施設の状態も一定では無いことから、発災時の避難先等の決定に関しては、発災時の入所施設の入院患者・入所者の人数や状態及び受入れ先施設の状態を踏まえて柔軟に調整する必要がある。

災地の医療体制を確保するために実施した対応内容を踏まえて、同様の災害には同様の支援が行われることを前提とすることが出来る。

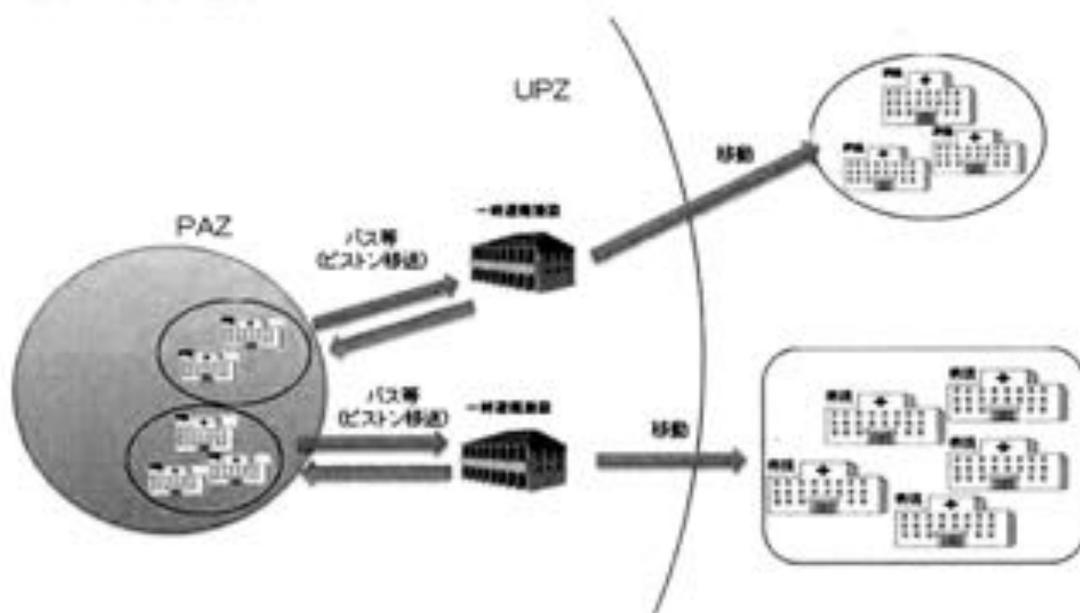
また、PAZの入所施設の入院患者や入所者の最終的な避難先施設は、UPZの外に確保することが望ましいが、PAZからの迅速な避難の実施を優先し、UPZの施設に一時的に移動する方法も採り得る（図2参照）。

なお、受入れ先の体制や安全な搬送手段が確保されるまでの間に、入院患者や入所者が屋内退避するための施設に放射線防護措置を講じるための道府県が取組に対しては、内閣府原子力防災が、原子力災害対策施設整備費補助金により支援を行う。

（図1）グループマッチングのイメージ



(図2) 中継避難のイメージ



② UPZの入所施設

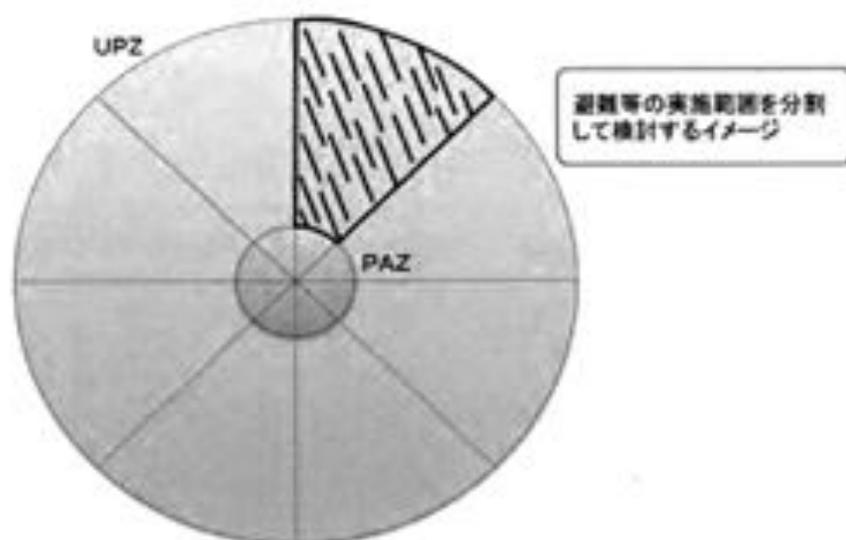
UPZの入所施設の入所患者・入所者は、全面緊急事態（原子力緊急事態）になった場合に、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第15条第3項による内閣総理大臣の指示に基づき市町村が行う屋内退避の指示により、屋内退避を行うこととなる。

また、事態の進展により、OILに基づき、原災法第20条第2項の原子力災害対策本部長指示に基づき市町村が行う指示により、避難等（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）や一時移転を行うこととなる。

UPZにおけるOILに基づく防護措置の実施は、緊急時モニタリングの結果をOILに照らして実施範囲を判断することとしており、PAZのように避難等を実施することは想定していない。従って、平常時に調整委員会が行うUPZの入所施設の避難先等の調整も、「UPZの全域が一斉に」避難する場合ではなく、実施範囲が特定される（避難等の指示が特定方向の地域に限定される）場合から検討していくことでもよい（図3、I.2.参照）。

また、PAZの場合と同様に、UPZの複数の入所施設について、複数の避難先施設を想定しておく方法も採り得る。

(図3) 避難等の指示が特定方向の地域に限定される場合の検討イメージ例



2. OILに基づき避難範囲を特定する際の考え方

国の原子力災害対策本部から出される避難等や一時移転の指示は、原則として、市町村毎の避難計画においてあらかじめ設定された、避難等や一時移転の実施の単位（例えば、丁目、大字、字、自治会、校区など）に基づいて発出することとなる。²（図4参照）

すなわちOIL1に基づく避難等やOIL2に基づく一時移転の実施にあたっては、緊急時モニタリングによる測定結果に基づき、OIL1や2の初期設定値に定める空間放射線量率が測定され、地上沈着した放射性物質の寄与によるものと判断された場合には、国の原子力災害対策本部は、

- ①測定されたモニタリングポスト等空間放射線線量率の測定点の所在地区を対象とする避難等（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）や一時移転の指示案を作成し、
- ②県や市町村に指示案を伝達する。
- ③県や市町村は指示案に対して速やかに意見を述べ、原災本部において意見を勘案した指示案を作成する。
- ④その後、原災本部長決定された指示は、オフサイトセンターを通じて県や市町村に伝達される。³

なお、何らかの理由により、一切モニタリングが実施されない地区は、周辺

² 「共通課題の対応方針（平成25年10月9日）」で示した、市町村が作成する住民の避難計画の基本的項目にある「避難行動の単位となる対象地区」の考え方と同じ。

³ 原子力災害対策マニュアル第4章5（1）②（ii）のとおり。

3. 避難手段・避難ルートについての考え方

(1) 避難ルートについて

避難ルートは、地域の実情等を踏まえて合理的なものとなるよう検討する。
(例えば、府県域を越える広域避難の場合については、関係各府県が集うワーキングチームでの検討結果を踏まえて決定するなど)

高速道路を避難ルートとして想定する場合には、道路管理者等と十分な調整を図るとともに、緊急時には関係者と連携を密にすること。

(2) 有料道路における料金を徴収しない車両の考え方について

「料金を徴収しない車両を定める告示(国土交通省告示)」第5号では、有料道路以外の道路の損壊又は他の道路若しくはその付近における火災その他異常な事態の発生により当該他の道路の通行が危険となり、有料道路の通行を余儀なくされる場合において、有料道路の管理者が料金を徴収することが著しく不適当であると認めて指定した時間内において料金を徴収しないこととしている。

当該措置は、地方公共団体からの要請等を踏まえ有料道路の管理者の判断により実施するものであり、告示に定める事態の解消が図られるまでの間の、一時的な措置として想定されている。

(3) 離島等の避難に係る船舶の活用について

① 連絡船による避難

連絡船が通常の航路を離れて他の港へ旅客を運ぶためには、海上運送法上、船舶運航計画の変更認可(第11条の2)が必要であるが、平常時における各県の地域防災計画(避難計画)に盛り込むための船舶運航事業者の事業計画の変更については、特段、海上運送法上の変更の手続きは必要としない運用とする。

この他、連絡船に関する個別事案の法令の解釈や運用等については、当該連絡船を所管する地方運輸局において対応する。

② 漁船による避難

漁船法上、漁船の使用者(乗員)は予め登録する必要があるため(第10条)、使用者以外の住民は漁船に乗船できない。また、船舶安全法上、漁船は、3年ごとの定期検査や検査基準を満たす安全装備品(救命具、航海灯、急発進防止装置等)の整備費用が必要(第2条、第5条)である。

これらの規制は、安全確保上の必要な措置であり、原子力災害時の住民避難の際にも、船舶の転覆等による二次的被害を回避するために、遵守しなけ

ればならない。

4. スクリーニング・除染についての考え方

原子力規制庁が検討しているスクリーニング・除染についての骨子は別紙のとおり。

II. 各ワーキングチームで検討した事項のうち他の地域の参考として共有する事項

1. 福井エリアにおいて府県域を越える広域避難（避難ルート等）に関し認識の共有化が図られた事項

府県域を越える広域避難計画に関する検討結果、広域避難ルートについては、①高速道路及び国道などの幹線道路を基本ルートとして設定すること、②基本ルートと合わせ、避難元地域の地理的状況、道路状況等を勘案し代替道路を可能な限り複数設定すること、③避難経路上に「避難中継所（仮）※」を設定することの共有化が図られた。

※スクリーニング・除染場所としての機能及び車両の保管・輸送手段の切り分けポイントととして想定しているが、この役割・機能の検討は今後の課題として整理している。

福井エリアにおける府県域を越える広域避難は、北陸、近畿、四国地方に跨がるなど広域的であるが、現在、広域避難にかかる地域マッチングについて、概ね施設マッチングまで終了している。

今後、WG（及び下に設置した検討チーム）で検討すべき課題についての整理は終えており、国からスクリーニングの考え方の提示を受けた段階ですぐに、①避難中継所（仮）の役割・機能の明確化、候補地の検討、②スクリーニング・除染の実施体制の検討、③避難手段における認識の共有化の検討、④避難ルート上での渋滞対策の検討、⑤避難用バス等の確保に向けた検討を予定している。

2. 島根エリアにおける避難所等設置の検討事例

（1）避難経由所

避難所の円滑な管理・運営を確保する上で、大規模避難を想定すると主として2つの課題が存在。

- ① 避難所に避難する住民数に偏りが生じ、特定の避難所に過負担が生じるおそれがある。
- ② 避難所において大規模なマイカー収容が困難。

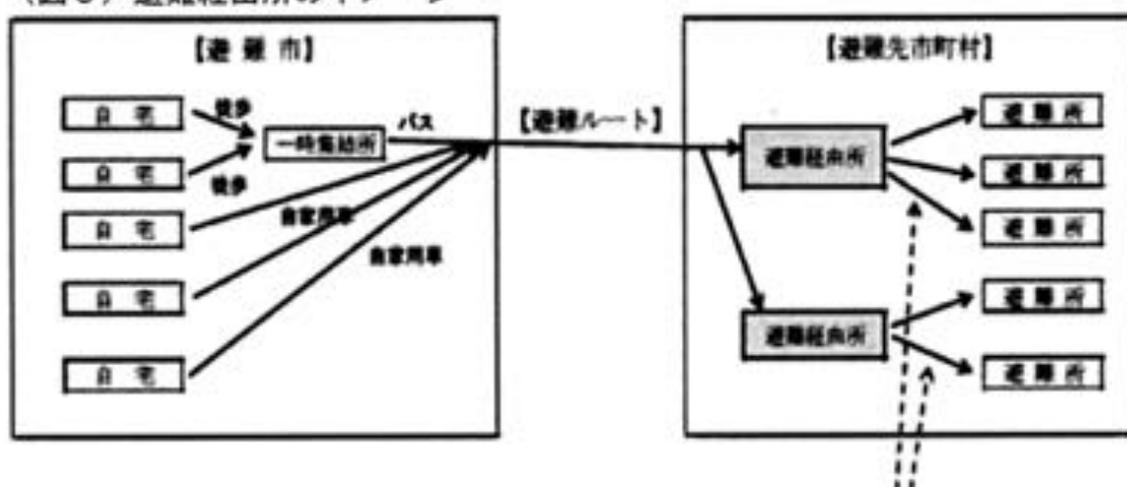
このため、島根エリアでは、大きな駐車スペースを持つ「避難経由所」を設定している。これによるメリットは主として4点。

- ① 避難経由所において避難者の避難振り分けを実施するため段階的に避難所が開設でき、受入市町村の初期段階における避難所運営の負担

が軽減可能。

- ② 大きな駐車スペースを持つ避難経由所の設定により、避難車両の駐車スペースが確保でき、避難先市町村内の渋滞緩和が図れる。
- ③ 土地勘のない避難住民によって目的地がわかりやすくなり、混乱が少なくなる。
- ④ 避難経由所は、避難住民への情報提供等、一定のターミナル的な役割を果たすことができる。

(図5) 避難経由所のイメージ



出典：原子力災害に備えた島根県広域避難計画（平成24年11月島根県）

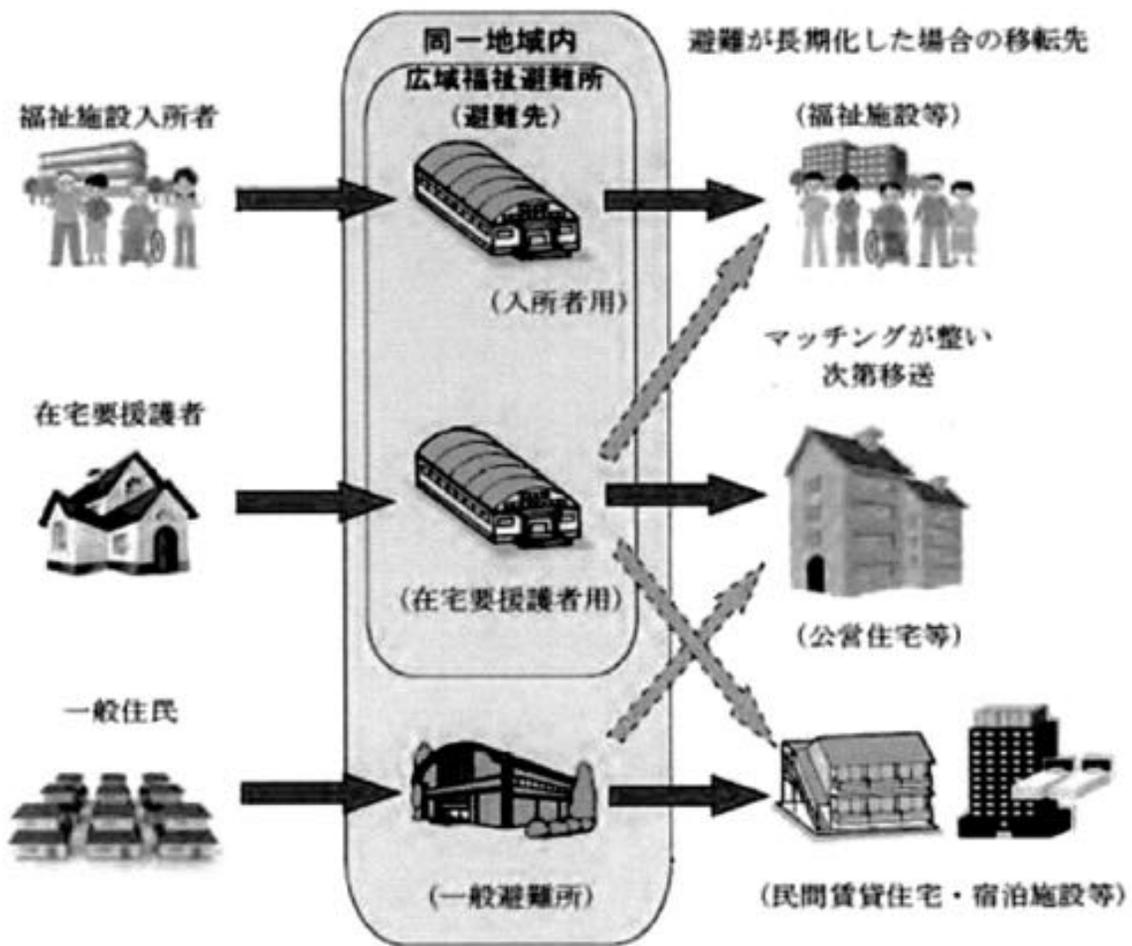
(2) 広域福祉避難所

社会福祉施設入所者や在宅要援護者の円滑な避難を確保する上で、主として2つの課題が存在。

- ① 福祉施設の受入れ裕度は一般的に高くないため、福祉施設に直接避難させるためには、複数に分散避難させることが必要。そうすると、介護士等関係者の過負担・不足が生じるおそれがある。
- ② 一時的な避難所に避難させるにしても、バリアフリー構造など、一般の避難所と比較して生活環境が整った環境が必要。

このため、島根エリアでは、多目的トイレやバリアフリー構造などが整備された「広域福祉避難所」を設定している。

(図6) 避難経由所のイメージ



Ⅲ. 135市町村の地域防災計画・避難計画の策定状況

(平成25年12月末現在)

	対象市町村	地域防災計画策定数	避難計画策定数
泊地域	13	13	11
東通地域	5	5	0
女川地域	7	7	0
柏崎刈羽地域	9	9	0
東海地域	14	13	0
浜岡地域	11	11	0
志賀地域	9	9	1
福井エリア	23	21	17
島根地域	6	6	4
伊方地域	8	8	8
玄海地域	8	8	8
川内地域	9	9	9
福島地域	13	4	0
合計	135	123	58

※1) 網掛けは、避難計画の内容の具体化が進んでいる地域。

※2) その他の避難計画の策定数が低くとどまっている地域については、暫定的な避難計画を策定済であったり、具体化のための取組を進めている。

※3) 福島地域については、特定原子力施設である東京電力福島第一原子力発電所があり、同発電所の周辺地域等が避難指示区域に設定されている事情に留意することが必要である。

原子力災害時の避難に係る住民等の汚染検査・除染について
(骨子)

平成26年1月21日

1. 対象

国又は地方公共団体による避難指示を受けた住民（ただし、放射性物質が事業所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民を除く。以下同じ。）及びその携行物品のうち避難の実施に必要なもの。

(解説)

- 「避難指示を受けた住民」とは、国又は地方公共団体による避難指示があった後に、当該避難指示の対象となる区域から避難した住民をいう。避難指示を受けずに自主的に避難する住民に対して実施する場合は、各地方公共団体の定めるところによる。この場合において、当該地方公共団体は、避難指示を受けた住民の汚染検査・除染の実施及び迅速な避難を妨げないよう十分留意する。
- 「携行物品のうち避難の実施に必要なもの」とは、対象となる住民が避難の際に携行した物品のうち、汚染検査・除染の実施後に避難場所まで移動する際に必要な避難車両、防災用品（ラジオ・携帯電話・防寒具など）、処方された医薬品等をいう。

2. 場所

重点区域の境界周辺であって、以下の事項を満たす場所を計画すること。

- ① 避難指示を受けた住民が避難場所まで移動する経路に面すること
- ② 救護所を併設すること及び避難場所に近接すること
- ③ 汚染検査・除染の実施に必要な敷地の確保、資機材の緊急配備、要員の参集が可能であること

(解説)

- 「重点区域の境界周辺」とは、典型的には重点区域の外側であって、重点区域の境界から概ね数キロ程度以内の範囲をいう。
- 「避難場所まで移動する経路」とは、地域防災計画において地方公共団体が予め定める避難場所及び避難経路をいう。地方公共団体が予め定める避難経路が複数ある場合は同数以上を避難経路に沿って設置するよう計画する。
- 「避難場所に近接すること」とは、典型的には避難場所と隣接する場所であって、それ以外の場合には、避難場所までの移動手段及び経路を予め計画する。
- 「実施に必要な敷地」とは、OILに基づき特定の地域が段階的に避難指示の対象区域となることを念頭に、当該避難指示を受けた住民に対する汚染検査・除染を効率的に実施するために必要な敷地をいう。

3. 実施方法

汚染検査は、以下の方法を考慮して実施することを計画すること。

- ① 住民及びその携行物品（車両を含む。）の汚染検査は、GMサーベイメータやゲート型モニターなど各種の放射線計測器を適切に使用して効率的に行うこと。
- ② 自家用車やバス等の車両を利用して避難した住民の汚染検査は、まず車両の汚染検査を行い、当該車両にOIL4超の汚染があった場合には乗員の代表者に対して汚染検査を行うこと。
- ③ 携行物品（車両を除く。）は、これを携行した住民にOIL4超の汚染が認められた場合には汚染検査を行うこと。

（解説）

- ゲート型モニターが利用可能な場合は、まずゲート型モニターにより表面汚染の有無を検査し、OIL4超に相当する汚染が検出された場合にはGMサーベイメータにより汚染箇所を特定して除染を行う。
- 車両にOIL4超の汚染が検出されない場合は、その車両の乗員も同様とみなす。
- 車両にOIL4超の汚染が検出された場合であって、その車両の乗員の代表者にOIL4超の汚染が検出されない場合は、その車両の乗員全員も同様とみなす。
- 住民にOIL4超の汚染が検出されない場合は、その住民の携行品（上記の車両を除く。）も同様とみなす。

4. 実施体制

- ① 避難元となる道府県が、必要に応じて他の近隣の道府県と連携協力して、実施体制を計画すること。
- ② 汚染検査・除染を実施する主体となる地方公共団体は、事前に合意された計画に基づき、全面緊急事態に至った後に遅滞なく汚染検査・除染を実施すること。
- ③ 避難元及び避難先となる道府県は、避難指示を受けた住民が汚染検査・除染を受けた後に円滑に避難場所に受け入れられるよう相互に連携協力すること。

（解説）

- 「必要に応じて他の近隣の道府県」とは、避難元となる道府県の計画において、汚染検査・除染を実施する場所が避難元となる道府県の外にある場合又は避難指示を受けた住民が汚染検査・除染を受けた後に避難する避難場所又は避難経路が避難元となる道府県の外にある場合における当該実施する場所又は当該避難場所又は避難経路がある道府県をいう。
- 汚染検査・除染の実施体制を計画する上では、上記「1. 対象」に該当する住民が状況の進展に応じて段階的に避難すること、上記「3. 実施方法」による汚染検査が効率的に行われることを踏まえ、緊急時における実施要員を考慮する。
- 汚染検査・除染を実施する主体となる地方公共団体が避難元となる道府県の外にある場合には、汚染検査・除染の実施に必要な資機材は、避難元となる道府県が計画に基づき調達し、汚染検査・除染を実施する主体となる地方公共団体に予め配備する。

ワーキングチームの活動報告 (2)

平成27年4月3日

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付

目 次

- I. 各ワーキングチームで検討した事項のうち全体で共有する考え方等
 - 1. 緊急時対応の確認項目
- II. 各ワーキングチームで検討した事項のうち他の地域の参考として共有する事項
 - 1. 川内地域の緊急時対応で検討された事項
 - (1) 避難行動要支援者の対応
 - (2) 避難先の選定、輸送能力確保の考え方
 - 2. 平成26年度原子力総合防災訓練において作成した資料等
- III. 各ワーキングチームの活動状況

I. 各ワーキングチームで検討した事項のうち全体で共有する考え方等

1. 緊急時対応の確認項目

川内地域ワーキングチームでは、地域防災計画・避難計画を含む地域の緊急時対応をとりまとめ、関係省庁、県及び関係市町が出席する川内ワーキングチーム特別会合においてこれを確認した。そして、9月12日開催の原子力防災会議において、内閣府からこの確認結果を報告し、了承された。

今後、他の地域についても同様の取組を順次実施するが、その際、各地域原子力防災協議会¹で行う確認については、川内地域の緊急時対応の確認項目に準じて実施する。項目及び確認の視点については、別紙1のとおり。

II. 各ワーキングチームで検討した事項のうち他の地域の参考として共有する事項

1. 川内地域の緊急時対応で検討された事項

(1) 避難行動要支援者の対応

P A Z 圏内の避難行動要支援者は施設敷地緊急事態で即時避難を行い、U P Z 圏内の避難行動要支援者はO I L 2等の基準により一時移転等をすることが原子力災害対策指針で定められている。

避難行動要支援者のP A Z 圏内での避難及びU P Z 圏内での一時移転等に当たっては、避難行動要支援者の状況に応じたきめ細やかな対応が必要となる。川内地域では医療機関や社会福祉施設の入院患者・入所者、在宅の避難行動要支援者、学校・保育園の児童等のP A Z 圏内での避難及びU P Z 圏内での一時移転等への備えとして、以下のような取組を行っている。

① 医療機関・社会福祉施設の避難行動要支援者

P A Z 圏内の医療機関・社会福祉施設では、即時避難の実施に備え施設ごとに避難先を設定した避難計画を作成するとともに、「避難可能な者」と「無理に避難すると健康リスクが高まる者」を調査し、避難可能な者については、避難に必要な輸送能力（車両の種類²・台数）の把握と確保を行った。一方、無理に避難

¹：平成27年3月20日に、地域ワーキングチームを地域原子力防災協議会に改称

²：バス、福祉車両（ストレッチャー仕様）、福祉車両（車椅子仕様）等

すると健康リスクが高まる者については、放射線防護対策工事を施した屋内退避施設に退避しながら、適切な搬送体制の確保を待って避難させる計画とした。

UPZ圏内のうち、5～10キロ圏内の施設については、施設ごとに避難先を設定した避難計画を策定し、10キロ以遠の施設についても、緊急時において避難先の迅速な調整を可能とするために、鹿児島県が整備した「原子力防災・避難施設等調整システム（詳細は、(2)を参照）」により、緊急時に鹿児島県が避難先を調整する計画とした。

② 在宅の避難行動要支援者

PAZ圏内の在宅の避難行動要支援者については、「避難可能な者」と「無理に避難すると健康リスクが高まる者」を戸別訪問により調査し、避難可能な者については、避難に必要な輸送能力の把握と確保を行った。また、避難先施設については、UPZ圏外（鹿児島市内）とし、一般の避難先施設における生活が困難な避難行動要支援者は、近隣の福祉避難所等に避難する計画とした。一方、無理に避難すると健康リスクが高まる者については、放射線防護対策工事を施した屋内退避施設に退避しながら、適切な搬送体制の確保を待って避難させる計画とした。

UPZ圏内の在宅の避難行動要支援者については、災害対策基本法に基づき実施されている避難行動要支援者名簿の調査結果を活用した。一般の避難先施設における生活が困難な避難行動要支援者は、近隣の福祉避難所等に避難する計画とした。また、関係9市町においては、3月末までに、避難支援計画の作成を概ね終えたところである。

③ 学校・保育所の児童等

PAZ圏内の学校・保育所の児童等については、警戒事態で避難準備・児童等の保護者への引き渡しを実施する。引き渡しができなかった児童等は、施設敷地緊急事態で職員と共に、学校が所在する地区の住民の避難先に避難の上、避難先で保護者への引き渡しを行う計画とした。

UPZ圏内の学校・保育所の児童等については、警戒事態で保護者への引き渡しを実施する。引き渡しができなかった児童等は、全面緊急事態で校舎内での屋内退避を実施し、一時移転等が指示された場合、児童等と職員が共に、学校が所在する地区の住民の避難先に一時移転等の上、避難先で保護者へ引き渡しを行う計画とした。

(2) 避難先の選定、輸送能力の確保の考え方

① 避難先の選定

避難先の選定について、鹿児島県では、緊急時の避難先の被害状況や空間放射線量率の状況等に応じて、各市町避難計画で設定している避難先が使用できな

なくなった場合の代替の避難先や、UPZ圏内の医療機関、社会福祉施設の受入先を迅速に調整するために「原子力防災・避難施設等調整システム」を整備した。

(図1参照)

当該システムには、各市町避難計画で設定している避難元・避難先データに加えて、UPZ圏内の医療機関、社会福祉施設のデータ、当該システムに登録することについて承諾を得た30キロ以遠の鹿児島県本土内に所在する医療機関及び社会福祉施設のデータが登録されている。

当該システムの登録データは、以下のとおり。

○ 市町村避難計画データ

避難元のデータとして、自治会等単位の人口・世帯数、集合場所の名称、所在地、原子力発電所からの距離・方角

避難先のデータとして、避難所の収容人数、所在地、原子力発電所からの距離・方角

○ 医療機関・社会福祉施設のデータ

避難元・避難先のデータとして、病床数(入所定員)、所在地、原子力発電所からの距離・方角

鹿児島県災害対策本部では、UPZ圏内で一時移転等の防護措置が必要になった場合は、当該システムを活用し、各市町避難計画で設定している避難先が使用できない場合の代替の避難先や医療機関、社会福祉施設の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施する。

また、鹿児島県においては、病院等の連絡責任者や不在時の代理者を確認するなど、避難先の連絡等が確実にできる体制を構築している。

なお、鹿児島県・関係市町本部において受入先・移動手段が確保困難な場合は、国が受入先・移動手段確保を支援する。

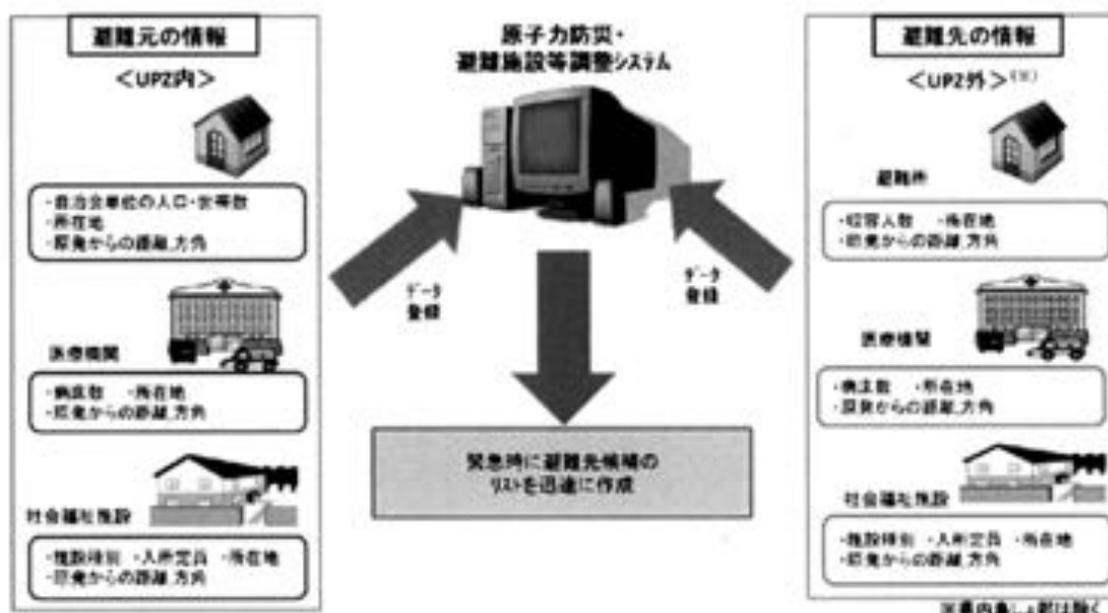


図1 原子力防災・避難施設等調整システム概要

② 輸送能力の確保

PAZ圏内では、全面緊急事態になった場合の避難開始に備え、あらかじめ必要となる輸送能力を把握・確保する。また、UPZ圏内では、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 以上の区域を特定し、1週間以内に一時移転を実施することから、一時移転に備えた車両の確保を行っている。

PAZ圏内では自家用車で避難をすることができない住民を戸別訪問により調査し、薩摩川内市内のバス会社が保有する車両、電気事業者が整備する車両により、現地において必要となる輸送能力の確保を図ることを確認した。

UPZ圏内では、①関係市町が輸送手段を調達、②関係市町の輸送手段では不足する場合、関係市町からの依頼に基づき、鹿児島県が、県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達、③鹿児島県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達、④鹿児島県が確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請により輸送能力を確保することとした。また、鹿児島県では、避難手段の確保・充実のため、現在、バス会社と協定締結に向けて協議中である。

2. 平成26年度原子力総合防災訓練において作成した資料等

平成26年度の原子力総合防災訓練を、北陸電力株式会社志賀原子力発電所を対象に実施した。オフサイトの住民防護に係る訓練では、複合災害時の対応、P A Z圏の全面緊急事態発生に基づく住民避難、U P Z圏のO I L 2に基づく住民の一時移転に関して訓練を実施した。

本訓練において会議等の資料等として作成された資料等(別紙2-1~2-8)を、参考として共有する。なお、これらは、あくまで本訓練に関し作成されたものであり、実際の原子力災害や他の地域での防災訓練時には、異なる内容の資料や指示が作成される場合もあることに留意すること。

(参考1) 訓練における会議等と資料等

能登半島地震非常災害対策本部・原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部	複合災害時の災害応急対策に関する基本方針(別紙2-1)
原子力緊急事態宣言	指示文(別紙2-2) 公示文(別紙2-3)
第1回原子力災害対策本部	石川県・富山県の地域防災計画の概要(別紙2-4)
第2回原子力災害対策本部	指示文(別紙2-5) 公示文(別紙2-6) 一時移転の実施方針(別紙2-7)

(参考2) その他資料等

- ・志賀原子力発電所周辺地図(別紙2-8)

Ⅲ. 各ワーキングチームの活動状況

各ワーキングチームの活動状況については、別紙3のとおり。

緊急時対応の基本確認項目

平成27年4月

大項目	小項目	主な確認の視点
A. 地域の概要	原子力災害重点区域の概要 原子力災害重点区域周辺の人口 P A Z圏の昼間流入人口（就労者等）の状況	-
B. 緊急事態対応体制	国、道府県及び関係市町村の対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・国、関係道府県、道府県、関係市町村の対応体制が定められていること。
	国の職員・資機材等の緊急搬送	<ul style="list-style-type: none"> ・国の職員・資機材等の緊急搬送の考え方が整理されていること。
	オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策	<ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトセンター及び代替オフサイトセンターの場所が具体的に定められており、これらの施設の電源対策として概ね1週間稼働するための整備が行われていること。 ・オフサイトセンターに放射線防護対策工事が施されていること。
	連絡体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・通信体制を確保するため、一般回線のほか、防災行政無線、衛星携帯電話等の通信手段が複数整備されていること。
	住民への情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うための現地における情報伝達手段が複数整備されていること。
	国の広報体制	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うための国、関係道府県等の情報伝達手段が複数整備されていること。
	国、県、関係市町村による住民窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・住民のさまざまなニーズに対応した間合い合わせ窓口が設置されていること。 ・住民からの問い合わせ支援体制が示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
C. P A Z 圏内の施設敷地緊急事態における対応	市町村における初動対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ P A Z 圏内の予防的防護措置に備え、具体的な職員配置計画が示されていること。 ・ P A Z 圏内の予防的防護措置に備え、必要となるバス等の配車計画が示されていること。
	住民への情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ P A Z 圏内の予防的防護措置に備えた住民への情報伝達の手段が具体的に示されていること。 ・ 現地に配置された職員と市町村本部の連絡体制が示されていること。
	施設敷地緊急事態要避難者への対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童等、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じて、施設敷地緊急事態における具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること。 ・ 施設敷地緊急事態要避難者の避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
	放射線防護対策施設の運用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難を行うことにより健康リスクが高まる者等を放射線防護対策施設へ収容するための運用方法が示されていること。
	必要となる輸送能力の見積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「施設敷地緊急事態要避難者への対応策」を踏まえ、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じた車両（バス、福祉車両（ストレッチャ対応、車いす対応）等）の見積が示されていること。 ・ 医療機関、社会福祉施設、学校、保育所については、避難行動要支援者の支援者として、施設の職員等が避難車両に同乗することが想定されていること。
	輸送能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「必要となる輸送能力の見積」を踏まえ、現地において必要数の車両が確保できることが示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
D. P A Z圏内の全面緊急事態における対応	P A Z圏内の住民の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・全面緊急事態におけるP A Z圏内の住民等の避難方法・避難先・避難経路等について、即時避難が可能となる具体的な計画が策定されていること。 ・住民の避難経路は複数設定されていること。 ・自家用車で避難できない住民等の避難に必要な輸送能力が確保されていること。 ・放射線防護対策施設の使用方法が定められていること。
	P A Z圏内の住民への対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象となる住民の具体的な対応策、避難手段、避難経路、避難先が示されていること。 ・自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の避難経路が設定されていること。 ・避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
	P A Z圏内の観光客及び民間企業の従業員の対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客及び民間企業の従業員の対応策、避難方法、避難手段等が示されていること。
	必要となる輸送能力の見積	<ul style="list-style-type: none"> ・「P A Z圏内の住民への対応策」を踏まえ、自家用車で避難できない住民数をもとに、車両の見積が示されていること。 ・「P A Z圏内の観光客及び民間企業の従業員の対応策」を踏まえ、移動手段を持たない人数をもとに、車両の見積が示されていること。
	輸送能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「必要となる輸送能力の見積」を踏まえ、現地において必要数の車両が確保できることが示されていること。
	避難を円滑に行うための対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・避難を円滑に行うための交通対策や、その他避難を円滑に行うための工夫が示されていること。
	自然災害等により避難先が被災した場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等により、予め設定していた避難先施設が使用できない場合の対応策が示されていること。
	自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等により、道路等が通行不能になった場合の対応策（応急復旧策等）が示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
E. U P Z 圏内における対応	一時移転等に備えた関係者の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・O I L に基づく一時移転等に備えた関係者の対応体制が示されていること。 ・O I L に基づく一時移転等に備えた車両確保の準備方法が示されていること。
	避難行動要支援者への対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童等、避難行動要支援者の状況に応じて、具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること。 ・避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
	U P Z 圏内の住民への対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる住民の具体的な対応策、避難手段、避難経路、避難先が示されていること。 ・自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の避難経路が設定されていること。 ・避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
	輸送能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・一時移転等で必要となる輸送能力の確保策が示されていること。
	他の地方公共団体からの応援計画	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合の応援計画が示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
F. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給・支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 放射線防護資機材の備蓄・供給体制が整備されていること。 放射線防護資機材の供給のための一時集積拠点が示されていること。 関係団体からの支援体制が示されていること。
	避難等に備えた物資の備蓄・供給体制	<ul style="list-style-type: none"> 屋内避難に備えた関係市町の生活物資の備蓄・生活物資の確保策（流通備蓄等）・供給体制等が示されていること。 P A Z圏内避難時の避難先における生活物資等の備蓄・供給体制が示されていること。
	物資集積拠点・一時集結拠点	<ul style="list-style-type: none"> 物資供給の迅速性を高めるための物資集積拠点・一時集結拠点が示されていること。
	国による物資・燃料の供給体制	<ul style="list-style-type: none"> 国における物資や燃料の供給体制が整備されていること。
G. 緊急時モニタリングの実施体制	緊急時モニタリング体制	<ul style="list-style-type: none"> 国、道府県、事業者等による緊急時モニタリング体制が示されていること。 緊急時モニタリングセンターの設置場所が示されていること。 緊急時モニタリング地点が示されていること。 モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポスト等に必要な電源確保策や通信回線強化策が示されていること。
	緊急時モニタリング実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング計画の内容が示されていること。
	一時移転等の実施単位	<ul style="list-style-type: none"> O I Lに基づく予防的防護措置を判断するための緊急時モニタリング地点と現状の避難計画で定められている避難の実施単位との紐づけの結果が示されていること。
	緊急時モニタリング動員計画	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの動員計画が示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
H. 緊急被ばく医療の実施体制	安定ヨウ素剤の事前配布、備蓄状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ P A Z 圏内における安定ヨウ素剤の事前配布が実施されていることが示されていること。 ・ U P Z 圏内の一時的移転等において、安定ヨウ素剤の緊急配布を行うための対応策及びこれに備えた備蓄状況が示されていること。
I. 国の実動組織の支援体制	避難退域時検査・除染の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難退域時検査・除染場所及び基本活動フローが示されていること。
	緊急被ばく医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被ばく医療体制が示されていること。
	実動組織の広域支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実動組織による広域支援体制が示されていること。
	施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設敷地緊急事態において、道府県、関係市町、現地実動組織の連絡・調整の体制が示されていること。
	自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応策が示されていること。 ・ 空路、海路による避難に備え、使用可能なヘリポート通地や港湾等が示されていること。
	自然災害等の複合災害で想定される実動組織の活動	-

言 語 結 束

能登半島地震及び志賀原子力発電所における原子力災害の
複合災害に係る災害応急対策に関する基本方針

平成26年11月2日
平成26年能登半島地震非常災害対策本部
原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部

地震と原子力災害の複合災害に際し、関係地方公共団体と連携を密にし、以下の対応に全力を尽くす。

- ① 警察、消防、自衛隊においては、原子力緊急事態が発生する恐れがあることを想定し、5 km圏内の住民等の安否確認及び救助を可及的速やかに行うこと。
- ② 関係省庁は、関係地方公共団体が行う5 km圏内の要援護者の避難支援や住民の避難準備等に全面的に協力すること。
- ③ 関係省庁は、放射線防護のための装備、資機材等の準備等を行うとともに、情報伝達体制を確立すること。

言川 糸東

指 示

内閣府原防第3号
平成26年11月2日13時30分

石川県知事 殿
富山県知事 殿
志賀町長 殿
七尾市長 殿
羽咋市長 殿
中能登町長 殿
輪島市長 殿
穴水町長 殿
宝達志水町長 殿
かほく市長 殿
水見市長 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

北陸電力株式会社志賀原子力発電所第2号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

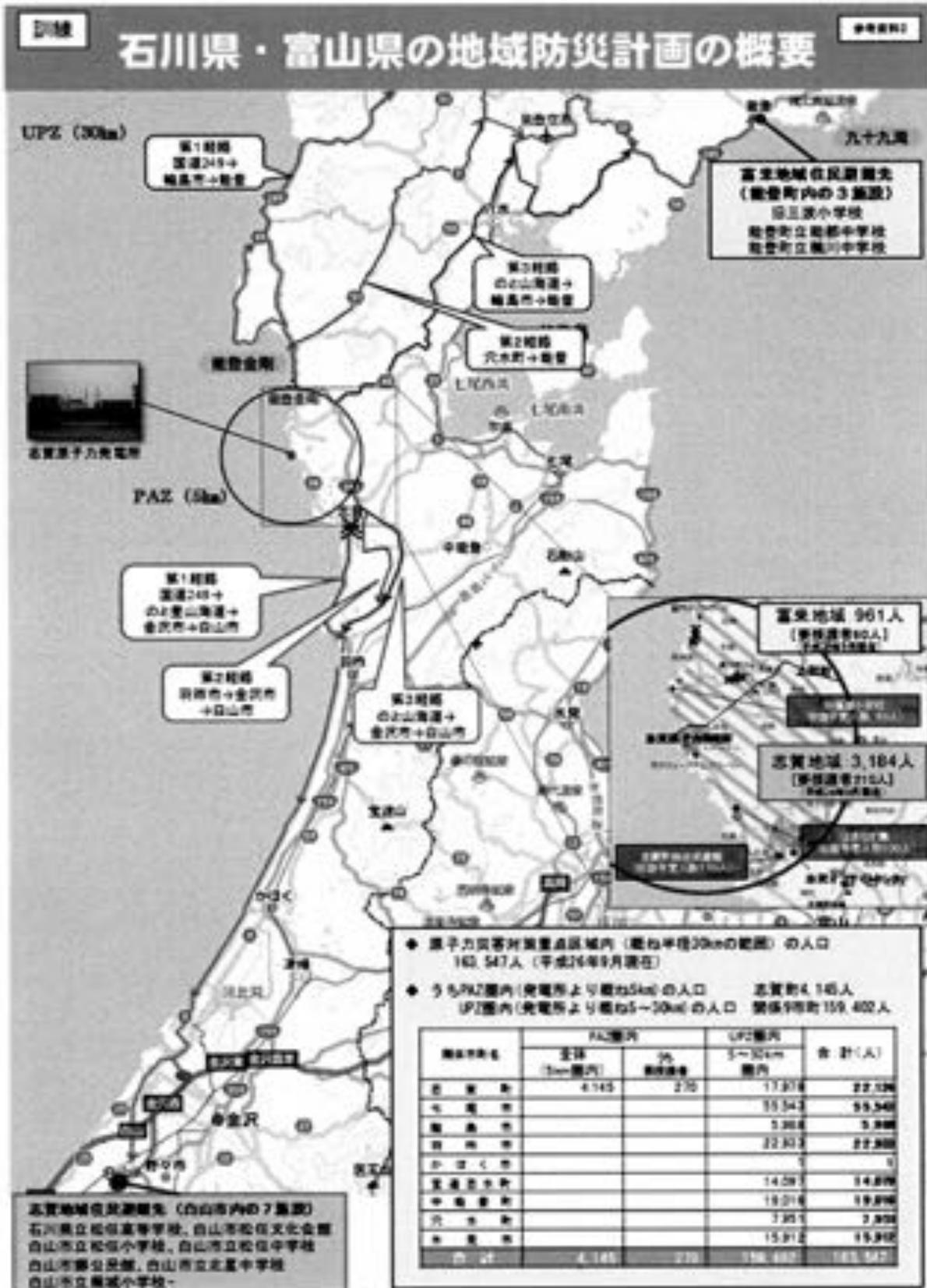
記

- ・志賀町志加浦、堀松、上熊野、熊野、福浦、富来地区のうち北陸電力株式会社志賀原子力発電所から概ね5キロ圏内（PAZ）の住民は、避難するとともに安定ヨウ素剤の配布を受け服用すること。
- ・北陸電力株式会社志賀原子力発電所から概ね30キロ圏内（UPZ）の住民は、屋内退避すること。
- ・PAZ、UPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。
- ・住民にその旨周知されたい。

訓 練
公 示

平成26年11月2日13時30分

<p>1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域</p>	<p>(1) 志賀町志加浦、堀松、上熊野、熊野、福浦、富来地区のうち北陸電力株式会社志賀原子力発電所から概ね5キロ圏内（PAZ）の地域及び海域 (2) 北陸電力株式会社志賀原子力発電所から概ね30キロ圏内（UPZ）の地域及び海域</p>
<p>2. 原子力緊急事態の概要</p>	<p>緊急事態該当事象発生日時 平成26年11月2日13時22分 発生場所 北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号機 発生場所の天候状況 放射線等の状況 排気筒モニタの値：異常なし 志賀局のモニタリングポストの値：異常なし 被害状況： 平成26年11月2日10時00分 全交流電源喪失（10条通報） 平成26年11月2日13時22分 全冷却機能喪失（15条通報） その他の特記事項</p>
<p>3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項</p>	<p>1. (1) の住民は、避難するとともに安定ヨウ素剤の配布を受け服用すること。 1. (2) の住民は、屋内退避すること。 1. (1) 及び(2) の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。</p>



石川 糸丸
指 示

内閣府原防第4号
平成26年11月3日11時05分

石川県知事 殿
富山県知事 殿
志賀町長 殿
羽咋市長 殿
中能登町 殿
水見市長 殿

原子力災害対策本部長 安倍 晋三

原子力災害対策特別措置法第20条2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

- ・北陸電力株式会社 志賀 原子力発電所から概ね30キロ圏内（UPZ）のうち石川県 志賀町 志加浦地区、堀松地区、高浜地区、下甘田地区、加茂地区、中甘田地区、羽咋市 余喜地区、邑知地区、鹿島路地区、上甘田地区（滝谷町の飛地）、中能登町、富山県 水見市 加納地区（加納）、稲積地区（稲積）、上庄地区、熊無地区、速川地区、久目地区（久目、触坂、榎懸、岩瀬、老谷、見内）、余川地区、碓石地区、の住民は、一週間程度内に一時移転をすること。
- ・北陸電力株式会社 志賀 原子力発電所から概ね30キロ圏内（UPZ）のうち石川県 志賀町 志加浦地区、堀松地区、高浜地区、下甘田地区、加茂地区、中甘田地区、羽咋市 余喜地区、邑知地区、鹿島路地区、上甘田地区（滝谷町の飛地）、中能登町、富山県 水見市 加納地区（加納）、稲積地区（稲積）、上庄地区、熊無地区、速川地区、久目地区（久目、触坂、榎懸、岩瀬、老谷、見内）、余川地区、碓石地区、の地域生産物の摂取を控えること。
- ・一時移転に際し、安定ヨウ素剤の服用は必要ない。
- ・一時移転する者は、避難退城時検査場所に立ち寄り、避難退城時検査を受けること。

訓 令

公 示

平成26年11月3日11時05分

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	<p>(1) 志賀町志加浦、堀松、上熊野、熊野、福浦、富来地区のうち北陸電力株式会社 志賀 原子力発電所から概ね5キロ圏内（PAZ）の地域及び海域</p> <p>(2) 北陸電力株式会社 志賀 原子力発電所から概ね30キロ圏内（UPZ）の地域及び海域</p> <p>(3) 北陸電力株式会社 志賀 原子力発電所から概ね30キロ圏内（UPZ）のうち石川県 志賀町志加浦地区、堀松地区、高浜地区、下甘田地区、加茂地区、中甘田地区、羽咋市 余喜地区、邑知地区、鹿島路地区、上甘田地区（滝谷町の飛地）、中能登町、富山県 水見市加納地区（加納）、福積地区（福積）、上庄地区、熊無地区、速川地区、久日地区（久日、触坂、榎懸、岩瀬、老谷、見内）、余川地区、碓石地区の地域</p>
2. 原子力緊急事態の概要	<p>緊急事態該当事象発生日時 平成26年11月2日13時22分</p> <p>発生場所 北陸電力株式会社 志賀 原子力発電所2号機</p> <p>発生場所の天候状況</p> <p>放射線等の状況 排気筒モニタの値：異常なし 志賀局のモニタリングポストの値：40μSv/h</p> <p>被害状況： 平成26年11月2日10時00分 全交流電源喪失（10条通報） 平成26年11月2日13時22分 全冷却機能喪失（15条通報）</p> <p>その他の特記事項</p>

3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	1. (1) の住民は、避難するとともに安定ヨウ素剤の配布を受け服用すること。 1. (3) の地域を除く1. (2) の住民は、屋内退避すること。 1. (3) の住民は、一週間程度内に一時移転をすること。 1. (3) の地域生産物の摂取を控えること。 一時移転に際し、安定ヨウ素剤の服用は必要ない。 一時移転する者は、避難退城時検査場所に立ち寄り、避難退城時検査を受けること。
-----------------------------	--

別紙2-7

訓練

一時移転の実施方針

平成26年11月3日

原子力災害対策本部

1. 対象地区の概況

(1) 対象地区名及びその人口

一時移転の対象市町及び人口は以下のとおり。

対象市町		対象人口	うち要保護者数
石川県	志賀町 (6地区)	8,773	388
	羽咋市 (4地区)	6,111	272
	中能登町 (3地区)	19,016	341
富山県	水見市 (8地区)	10,070	673
合計 (21地区)		43,970	1,674

(2) 対象地区の現状(含、自然災害の被害状況)

- 対象地区の住民は屋内退避を実施中。
- 対象地区の学校・保育所は休校を継続。児童・生徒は、自宅で保護者とともに屋内退避を実施中。
- 石川県志賀町内で発生した約100戸の全半壊家屋の住民は、志賀町災害対策本部が設置した避難所で屋内退避を実施中。
- 石川県の一部地域で発生している簡易ガス供給停止及び断水については、現在詳細調査中。簡易ガスの供給が停止となっている世帯及び断水の世帯は、市町災害対策

注：平成26年原子力総合防災訓練資料

本部が設置した避難所で屋内退避を実施中。

2. 実施方針

(1) 一時移転実施に際しての基本的考え方

- 一時移転の対象となる4市町21地区については、一時移転指示とともに、準備ができた住民から順次一時移転を開始する。
- 一時移転にあたっては、4市町の避難計画に基づき、あらかじめ定められた避難ルートに基づき、避難退域時検査場所等で避難退域時検査を受け、その後、石川県白山市、津幡町、金沢市、富山県高岡市、砺波市、南砺市、小矢部市の各避難所に一時移転を行う。(別紙1参照)
- 一時移転対象住民のうち、病院・社会福祉施設の避難先は、避難計画で定められている受入市町の病院・社会福祉施設に一時移転を行う。また、在宅の要保護者の避難先は、避難計画で定められている避難先に一時移転を行い、その後必要に応じて受入市町における福祉避難所に移動する。さらに、医療行為が必要な場合は、受入市町の病院もしくは災害拠点病院に搬送する。
- 一時移転の手段は自家用車のほか、県及び4市町災害対策本部が確保した車両（バス、福祉車両）により行うこととし、車両はピストン運行を行う。
- 上記の考え方に基づき、対象住民の一時移転を11月10日正午を目処に完了させる。
- 今後の一時移転の進捗状況については、原子力災害対策本部において把握するとともに、追加の車両等が必要な場合は、迅速に必要な措置を講ずるものとする。

(2) 移動手段の確保状況

- 確保したバス、福祉車両は、下表に示す3か所の避難退域時検査場所に11月3日正午までに配備完了の予定。避難退域時検査場所への配備完了後、運転手へ個人線量計及び安定ヨウ素剤を配布し、避難計画に定められている一時集合場所に順次配車を行う。
- 追加配備中の車両については、11月4日午前9時までに避難退域時検査場所に到着予定。車両配備場所については、一時移転の進捗を踏まえて順次決定する。

注：平成26年原子力総合防災訓練資料

車両配備場所	バス	福祉車両等	
		車いす対応	ストレッチャー対応 (※)
石川県立看護大学 (石川県かほく市)	145	15	3
十三中学校 (富山県水見市)	35	8	5
旧仏生寺小学校 (富山県水見市)	25	7	5
追加配備中	30	20	40
合計	235	50	53

(※) 救急車を含む

(3) 一時移転を円滑に行うための対応策

- 住民の車両による一時移転を円滑に行うため、石川県警察及び富山県警察による主要交差点での交通整理、道路交通情報板等を活用した広報、信号機の操作による移転経路の青信号優先割当て等の交通対策を行うほか、石川県、富山県及び関係市町等においても道路情報の広報や誘導を行う職員の配置を連携して実施する。

(4) 避難退域時検査・除染の準備状況

- 3か所の避難退域時検査・除染場所に、石川県・富山県保健関係職員及び必要な資機材を配備完了。また、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構、石川県診療放射線技師会、富山県診療放射線技師会、電気事業連合会、陸上自衛隊等に派遣要請を行い、避難退域時検査・除染要員及び資機材を到着後避難退域時検査・除染場所に追加配備する。
- また、除染場所に対応が困難であって、被ばく医療措置が必要な場合に備え、被ばく医療機関への緊急搬送手段を確保する。

(5) 安定ヨウ素剤の準備状況

- 安定ヨウ素剤の服用指示に備え、11か所の関係市町施設等及び5か所の病院に備蓄している1,133,000丸の丸剤と14,100gの粉末剤のうち、一時移転対象者、車両運転手、その他防災業務関係者の必要人数分を予め3か所の避難退域時検査場所等に搬送する。
- また、石川県医師会、富山県医師会、石川県薬剤師会、富山県薬剤師会に協力を要請し、3か所の避難退域時検査場所に予め必要な要員を配置する。

(6) 避難所開設準備状況

別-16

注：平成26年原子力総合防災訓練資料

- 石川県白山市、津幡町、金沢市、富山県高岡市、砺波市、南砺市、小矢部市の合計47か所の避難所は、11月3日午後2時までに避難所開設の準備が完了する見込み。(別紙2参照)

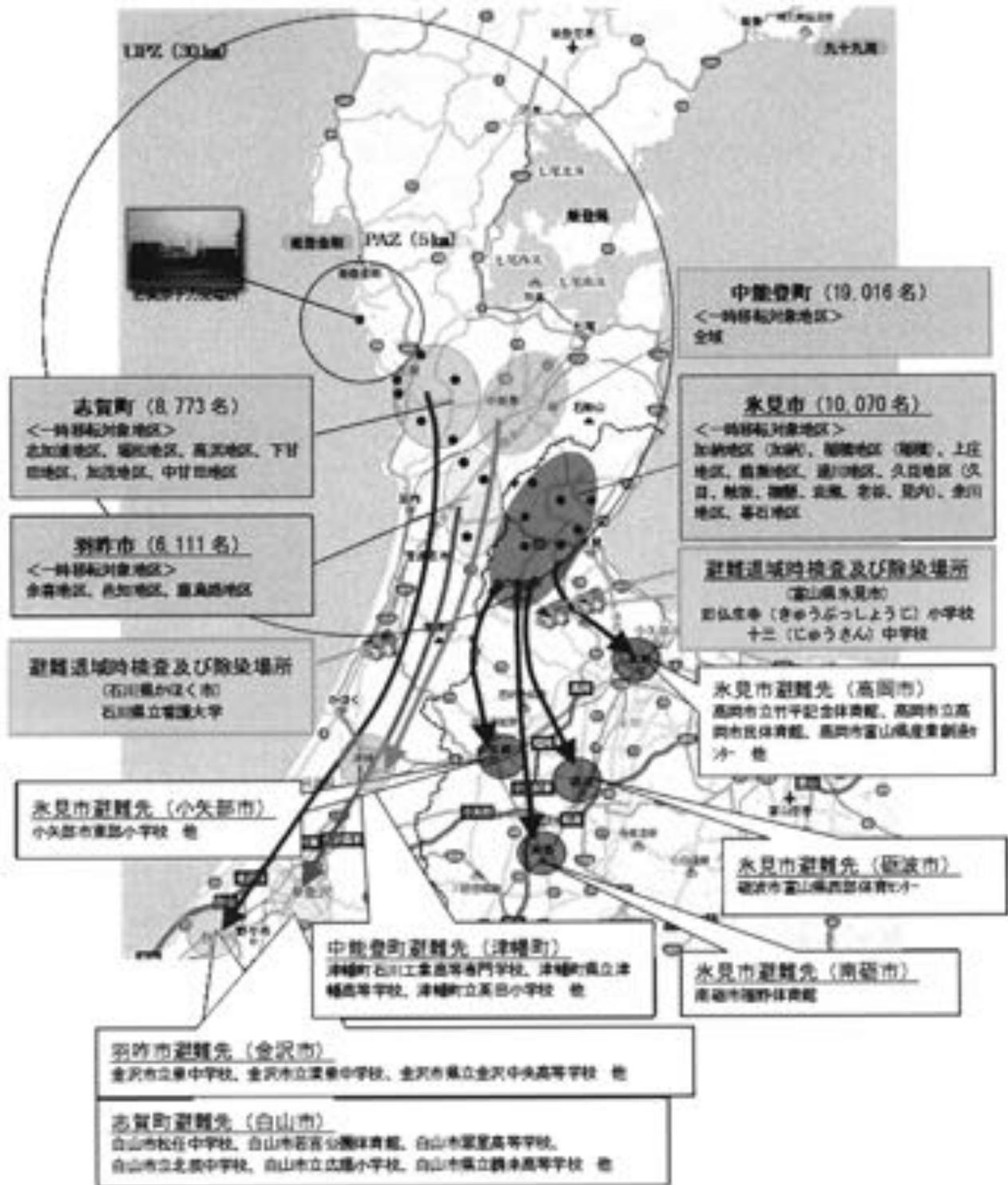
(7) 一時移転に必要な物資・燃料の確保状況

- 一時移転までの間及び一時移転先の避難所で必要となる物資は、石川県、富山県、受入市町の行政備蓄を活用するほか、石川県、富山県における流通備蓄を避難所に供給する。
- このほか、避難所における食料品、衣料品については、日本赤十字社による救援物資(毛布、緊急セット等)を配分するほか、農林水産省、厚生労働省、経済産業省を通じ、安定的供給を要請し、確保に努める。
- ガソリン、燃料については、一時移転経路上及び避難所周辺にある災害対応型中核給油所等において、一時移転車両への優先給油を行うとともに、経済産業省を通じ、製油所・油槽所から災害対応型中核給油所等への優先供給を行う。

(8) 対象地区住民への本方針の周知方法

- 一時移転の指示の広報については、以下の点を考慮して周知を行うこと。
 - ✓ 周知方法として、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、緊急通報メール等を活用し、複数の手段により住民に確実に周知すること。
 - ✓ 一時移転は1週間程度内に実施することとされており、慌てず行動すること。
 - ✓ 移動することにより、却ってリスクが高まると考えられる住民は、屋内退避を継続し、十分な準備が整った段階で一時移転を開始すること。
 - ✓ 渋滞対策のため、自家用車の場合は、できる限り近隣の住民と乗り合わせて移動すること。

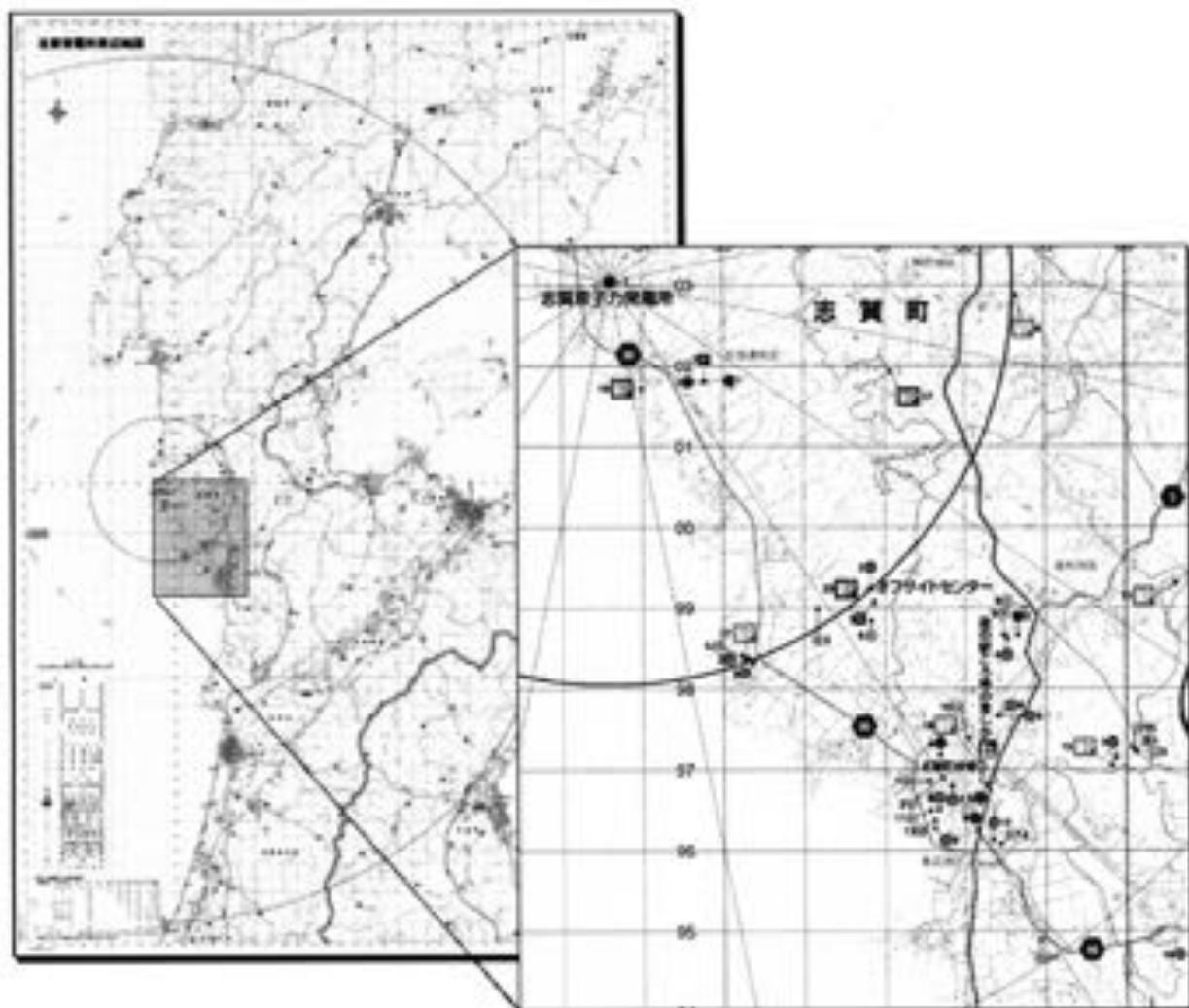
一時移転の対象地区と一時移転先の概要



一時移転先の一覧

対象市町村名	対象地区名	人口	準備状況	避難先
石川県志賀町	志加浦地区(PT)	85	○	自山市松任中学校(1校)
	福松地区(PT)	1,585	○	自山市若宮公園体育館(福松、緑ヶ丘)、自山市郷公民館(神代)、自山市北陽小学校(東西、清水今江)、自山市光野中学校(北西前、梨ヶ小山)、自山市東明小学校(西山台一丁目二丁目)、自山市清平小学校(吉雲)
	高浜地区	3,481	○	自山市星屋高等学校(高浜1区-7区)、自山市松島総合運動公園体育館(高浜3区-11区、はまなす、新大念寺、旭ヶ丘、東郷区、あすなろ)
	下甘田地区	1,041	○	自山市立明光小学校(福、福井、穴口、米浜、大坂)、自山市立北浜中学校(上郷、東谷内、二所宮)
	加茂地区	858	○	自山市立林公民館(香取、安津見)、自山市立広福小学校(矢野)
	中甘田地区	1,725	○	自山市県立鶴巻高等学校(長沢、大島、福野、宿女、岩田、坪野、甘田)
石川県羽咋市	余番地区	2,018	○	金沢市営西部市民体育館(酒井町)、金沢市立泉中学校(四郎町、大町)、金沢市尾山台高等学校(金五出町、下堂町)
	邑加地区	3,493	○	金沢市立清美中学校(飯山町、宇土野町、白瀬町、福水町、中川町)、金沢市営城南市民体育館(神子原町、千石町、豊池町)、金沢市西部緑地公園陸上競技場(千代町、堀内町、四町、上江町、千間町、円井町)、金沢市立野田中学校(津江町、尾島町、志々見町、新野町、妻分町)
	鹿島路地区	600	○	金沢市県立金沢中央高等学校(鹿島路町)
石川県中能登町	鹿西地区	4,775	○	津幡町石川工業高等専門学校(金丸・正部谷、金丸・糠町、金丸・宮地、金丸・沢、金丸・谷内、金丸・杉谷、能登部下・八坂、能登部下・神町、能登部下・天神、能登部下・中大門、能登部下・大上門、能登部下・上出、能登部下・福新町、能登部上・川原、能登部上・堂の前、能登部上・森の宮)、津幡町立津幡中学校(徳丸、上後山、下後山)
	島原地区	5,614	○	津幡町石川工業高等専門学校(長川・地頭、長川・北、長川・沖、一青)、津幡町立新野台小学校(黒沢)、津幡町立河安小学校(東坂)、津幡町立新野小学校(羽坂、今羽坂、大橋)、津幡町運動公園体育館(新庄、甘九目、川原)、津幡町太白台小学校(春木)、津幡町森林公園わくわく森林ハウス(黒戸、志賀月)
	鹿島地区	8,627	○	津幡町立森南小学校(在江、武部)、津幡町立高田小学校(西、坪川、二宮あおば台)、津幡町総合体育館(久乃木、二宮)、津幡町立津幡南中学校(徳前、坪川、石動山)、津幡町中条小学校(上井田、下井田)、津幡町舟上小学校(豊穂講、東馬場)、津幡町立津幡小学校(水白、久江)、津幡町文化会館シグナス(小前中、藤井、坪田、高島、小倉島、菅原)
富山県氷見市	加納地区	407	○	富山県富山県西部体育センター(加納)
	福穂地区	960	○	富山県富山県西部体育センター(福穂)
	上庄地区	3,151	○	高岡市立竹早記念体育館(上庄)、高岡市立ふくおか総合文化センター(大野、中尾、泉、穂谷、七分一、中村)
	新穂地区	1,338	○	高岡市立高岡市民体育館(谷塚、諏訪、新穂)、高岡市富山県産業創造センター(新穂)
	津川地区	1,441	○	高岡市立竹早記念体育館(小塚、田江、早穂、小久米、日詰、日名田、三層)、小矢部市東部公民館(津川、新穂)
	久慈地区	1,129	○	高岡市富山県産業創造センター(久慈、穂坂)、小矢部市東部小学校(新穂、赤谷、夏内、新穂)
	糸川地区	897	○	高岡市福野体育館(糸川)
	碓石地区	747	○	高岡市福野体育館(上原川、中尾、懸札、吉野、一柳、碓石)
合計		43,970		

志賀原子力発電所周辺地図（5万分の1）



※地図には、以下の施設等の情報が掲載されている他、記号・番号に紐付けされた施設一覧表を作成している。

（地図に掲載されている施設等の種類）

原子力発電所、オフサイトセンター、市役所・町役場等、警察署、消防署、医療機関、福祉施設、学校施設、モニタリングポスト（水庫、可搬型含む）、ヘリポート、被ばく医療機関、放射線防護対策施設

（施設一覧表に記載されている情報）

施設種別、施設名称、原発までの距離、施設住所、施設の座標（MGRS座標又は緯度・経度）

各ワーキングチームの活動状況

※平成26年2月以降の活動状況

地域	WTの主な活動・検討事項	計画策定等の進捗	防災訓練等の実施	備考
泊	<ul style="list-style-type: none"> ◎暴風雲時における防護措置の考え方について検討。(訓練実施結果を踏まえ、具体の対応策の検討に着手) ◎緊急被ばく医療活動に係る手順内容等について検討課題を抽出 ◎青森県原子力災害避難対策検討会の検討内容から検討課題を抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ◎避難計画の策定状況 -平成25年度中に対象全町村策定済 	<ul style="list-style-type: none"> ◎道主催の原子力防災訓練を実施(平成26年10月24日) ◎道主催の原子力防災訓練(冬期・暴風雲)を実施(平成27年2月6日) 	
東通	<ul style="list-style-type: none"> ◎青森県原子力災害避難対策検討会の検討内容から検討課題を抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ◎避難計画の策定状況 -平成26年4月までに、対象5市町村(東通村、横浜町、野辺地町、六ヶ所村、むつ市)策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◎県主催の原子力防災訓練を実施(平成26年11月8日) 	
女川	<ul style="list-style-type: none"> ◎宮城県内の関係市町における避難計画策定上の課題に係る情報共有及び策定支援 ◎宮城県内の関係市町における避難計画の充実化を支援するため、地元防災専門官による勉強会を実施 ◎複合災害時、孤立可能性のあるJFZ圏内地域における避難計画作成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◎避難計画の策定状況 -平成26年12月1日に宮城県において、「避難計画[原子力災害]作成ガイドライン」を策定 -ガイドラインに基づき各市町において避難計画の策定を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ◎県主催の原子力防災訓練を実施(平成27年1月27日) 	
福島		<ul style="list-style-type: none"> ◎避難計画の策定状況 -平成26年4月30日に福島県において「暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画」を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ◎県主催の原子力防災訓練を実施(平成26年11月20日:通信連絡訓練・本部運営訓練、11月22日:住民避難訓練) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎原子力規制委員会が、3月4日、特定原子力施設(東京電力福島第一原発)の緊急事態区分及びEALに係る原子力災害対策指針の改定案を作成・公表。現在、パブリックコメント中

地域	WTの主な活動・検討事項	計画策定等の進捗	防災訓練等の実施	備考
東海 第二	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 茨城県広域避難計画の策定支援 ◎ 避難者の受け入れに関する周辺5県への調査依頼に着手(平成26年9月26日) ◎ 周辺5県の調査に係る前提条件の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 避難計画の策定状況 ・平成27年3月24日「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 県主催の原子力防災訓練(災害対策本部事務局参集及び図上訓練)を実施(平成27年3月11日) 	
柏崎 刈羽		<ul style="list-style-type: none"> ◎ 避難計画の策定状況 ・平成26年3月:新潟県「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針(Ver.1)」(平成26年3月)策定 ・平成26年7月:柏崎市 ・平成26年10月:刈羽村 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 新潟県が主催する防災訓練に、内閣府防災、内閣府原子力防災も参加し、複合災害を想定した訓練を実施(平成26年11月11日、西村内閣府副大臣(防災)参加) 	
志賀	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 避難時における輸送力確保のための対応について検討 ◎ 避難行動要支援者の対応について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 避難計画の策定状況 ・平成26年3月25日:志賀町 ・平成26年3月31日:七尾市 ・平成26年4月28日:輪島市 ・平成26年3月31日:羽咋市 ・平成25年3月25日:かほく市 ・平成25年3月25日:宝達志水町 ・平成26年5月29日:中能登町 ・平成26年3月20日:穴水町 ・平成26年10月26日:水見市 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 平成26年度原子力総合防災訓練を実施(平成26年11月2、3日) 	

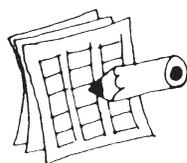
地域	WTの主な活動・検討事項	計画策定等の進捗	防災訓練等の実施	備考
福井	<p>◎避難退避域時検査場所の選定、避難手段の確保(バス等)等、避難行動要支援者等の避難等に係る府県を越えた調整</p> <p>◎避難に係る決断対策など諸課題解決に向けて部会を開催</p>	<p>◎避難計画の策定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度までに対象全市町避難計画策定済 平成26年2月10日:岐阜県「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」策定 平成26年3月27日:関西広域連合「原子力災害に係る広域避難計画(仮)」策定 平成26年3月28日:滋賀県「原子力災害に係る滋賀県広域避難計画」策定 平成26年8月26日:福井県「広域避難計画要綱」改定 平成27年2月27日:京都府「原子力災害に係る広域避難要綱」策定 	<p>◎各府県主催の原子力防災訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 福井県:平成26年8月31日(井上内閣府副大臣(原子力防災)参加) 滋賀県:平成26年8月31日(国上訓練)、平成26年11月16日(実動訓練) 京都府:平成26年8月31日(情報通信訓練)、平成26年11月24日(原子力総合防災訓練)、平成27年1月25日(避難手順・経路等確認訓練) 岐阜県:平成26年11月30日(国上訓練、実動訓練) 	<p>◎更なる具体的な検討のため、原発所在地域毎の分科会を設置</p>
浜岡	<p>◎広域避難計画の策定を支援</p> <p>◎浜岡地域ワーキングチームの検討における避難施設受入可能な概数調査を実施(平成26年5月26日)</p> <p>◎広域避難先として想定する周辺12郡県との協議において抽出された課題の改善点を検討</p> <p>◎避難退避域時検査実施場所確保に係る他地域の取り組み状況の情報共有及び検討支援</p>		<p>◎県、関係11市町主催、内閣府などの協力で、大規模地震との複合災害を想定した原子力防災訓練を実施(平成27年1月16日:本部国上訓練、2月6日:実動訓練)</p>	

地域	WTの主な活動・検討事項	計画策定等の進捗	防災訓練等の実施	備考
鳥根	<ul style="list-style-type: none"> ◎避難先における避難者の受入、避難行動要支援者の支援のあり方を検討 ◎避難退域時検査委員の確保策を検討 ◎平成26年度鳥根県・鳥取県主催の原子力防災訓練の結果を踏まえ、計画の改善点を検討 ◎避難行動要支援者の実態調査の検討 ◎避難先自治体の受入方法等を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◎避難計画の策定状況 <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度中に対象全市策定済 平成24年11月：鳥根県 平成25年2月：雲南市 平成25年3月：安来市 平成25年3月：鳥取県 平成25年3月：米子市、境港市 平成26年3月：松江市、出雲市 ◎医療機関、社会福祉施設等の避難計画を作成中 	<ul style="list-style-type: none"> ◎鳥根県・鳥取県主催の原子力防災訓練を実施(平成26年10月18日) ◎鳥取県主催の原子力防災図上訓練を実施(平成27年1月26日) 	
伊方	<ul style="list-style-type: none"> ◎避難退域時検査委員の確保策を検討 ◎平成26年度の愛媛県主催原子力防災訓練の結果を踏まえ、計画の改善を検討 ◎避難行動要支援者の避難方法を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◎避難計画の策定状況 <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年6月：愛媛県 「広域避難計画」策定 平成26年2月 修正 ・平成25年度中に重点区域の全8市町の避難行動計画策定済 	<ul style="list-style-type: none"> ◎県主催の原子力防災訓練を実施(平成26年10月21日) 	

地域	WTの主な活動・検討事項	計画策定等の進捗	防災訓練等の実施	備考
玄海	<ul style="list-style-type: none"> ◎県域をまたぐ広域避難について検討 ◎離島避難に關し、船舶の確保策等について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◎避難計画の策定状況 ○対象全市町策定済 <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県：平成23年8月 ・長崎県：平成24年6月 ・福岡県：平成24年12月 ○福岡県は原子力災害広域避難基本計画を策定(平成24年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎佐賀県、長崎県、福岡県の3県が連携し、原子力防災訓練を実施(平成27年1月24日：実働訓練) ◎オフサイトセンター機能別園上訓練を実施(平成27年3月20日) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎内閣府と佐賀県が、バス運転手等向けの研修を、他地域に先駆けて実施(平成27年3月10日)
川内	<ul style="list-style-type: none"> ◎「川内地域の緊急時対応」をとりまとめ ◎避難時における輸送力確保のための、鹿児島県と地元バス事業者の協力協定締結支援 ◎避難所運営方法を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◎「川内地域の緊急時対応」をとりまとめ、9月12日の原子力防災会議に報告・了承 	<ul style="list-style-type: none"> ◎「川内地域の緊急時対応」に基づく、防災訓練を企画中 	

公益社団法人 茨城県地方自治研究センター役員・研究員体制

理事長	吉成好信(代表理事)	監事	飯田正美
副理事長	鈴木博久	研究員	黒江正臣
副理事長	帯刀治	研究員	岡野孝男
専務理事	千歳益彦	研究員	波多昭治
理事	堀良通	研究員	柴山章
理事	佐川泰弘	研究員	菅谷毅
理事	菊池正則	研究員	大高みよ
理事	石松俊雄	研究員	有賀絵理
理事	今井路江	研究員	本田佳行
監事	木村重雄		



センターでは、東日本大震災後、実効性のある地域防災の在り方について検討を行い、政策提言や2度にわたりシンポジウムを開催しました。主なテーマは、災害時要援護者の支援の在り方、地域に根差した自主防災組織の在り方などです。(内容は自治権いばらきNo.109、No.115などを参照してください)

その一環として、本号には水戸市の常磐地区で防災活動を展開している吉羽文男さんによる報告を掲載しました。東日本大震災以前から様々な取り組みを行って来ていましたが、大震災との遭遇を経てすべてを新しい視点で見直したプロセスは、地域に根差した活動を考える上で貴重な証言となっています。多忙な中での執筆に感謝いたします。

自治権いばらき

No.120 2016年3月5日発行

発行所 公益社団法人 茨城県地方自治研究センター
水戸市桜川2-3-30 自治労会館内
TEL 029-224-0206
編集・発行人 吉成好信
印刷 凸紋字
水戸市栗崎町1242 TEL 029-269-2307